

厚岸町議会 第3回定例会

平成28年9月13日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、中川議員、12番、佐々木亮子議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。
12番、佐々木亮子議員。
- 佐々木亮子議員 私は、本定例会におきまして先に通告をいたしました件に基づきまして、3件について質問をさせていただきます。
1件目は介護保険制度についてです。1点目として、新総合事業の進捗状況はどうなっているのか。また、新総合支援事業、上限額設定による影響が出ないのかお伺いをいたします。2点目として、8月から始まりましたばかりですが、介護保険施設やショートステイ利用者の補足給付見直し、この影響がないのかお伺いをいたします。3点目として、18年から要介護軽度者、このサービスの見直し、ご議論が開始されていますけれども、当町としてどのように考えているのかお伺いをいたします。
2件目は、国民健康保険制度の都道府県化についてです。1点目として、都道府県が行うことは何か。2点目に、都道府県化による当町への影響について。3点目として、国の財政支援である保険者努力支援制度の活用についてお伺いをいたします。
3件目は、公営住宅についてです。1点目として、入居者からシャワー設置を望む声が出ていますけれども、これについての検討ができないのか。
以上、お伺いをして1回目の質問とさせていただきます。
- 議長（佐藤議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。12番佐々木議員のご質問にお答えをいたします。
1点目の介護保険制度についてのうち、はじめに新総合事業の進捗状況はどうなっているのか。また、新総合支援事業をし、上限額設定による影響は出ないのか、について

であります。厚岸町では平成29年度から介護予防給付の総合事業への移行を目指しており、現在受け皿となる事業の設定を進めているところであります。

要支援の通所介護、訪問介護を市町村事業において事業化するため、今後受け皿となる事業の単価の設定や、利用者負担の設定については現在の通所介護、訪問介護相当の額で設定し、通所介護や訪問介護を実施している事業者との協議を始めており、今後これら事業の例規整備等を進める予定となっております。

また、この事業にかかわる事業費は、ご質問のとおり総合事業費の上限額以内で実施しなくてはなりません。総合事業費の事業費は現在の要支援者の通所介護事業、訪問介護事業費に後期高齢者数の増加率を掛けた事業費を上乗せすることとなっております。このため、厚岸町では第6期介護保険事業計画において、既に総合事業にかかわる事業費を見込んでおり、事業の実施に影響はないものと考えております。

次に、8月から実施された介護保険施設やショートステイ利用者の補足給付見直しの影響についてであります。施設入所や短期入所を利用する際の食費や居住費は全額自己負担が原則ですが、低所得者の方は収入の状況により、所得段階を設け、生活保護世帯や市町村民税、非課税世帯などの所得段階に応じた負担の上限を設定し、この差額については補足給付として介護給付費の支給を行っております。

平成28年8月からは、収入の状況に新たに障害者年金や遺族年金などの非課税年金を含めることとなるため、これまでは市町村民税、非課税世帯で収入80万以下の所得段階、第2段階の方が障害年金や遺族年金などの非課税年金を含めることによって、第3段階に判定された場合があります。負担の上限額は食費にあっては第2段階で1日390円が、第3段階で1日650円となり、1日で260円、1ヶ月で7,800円ほどの負担増となり、ユニット型個室の居住費にあっては、第2段階で1日820円が、第3段階では1日1,310円となり、1日で490円、1ヶ月で1万4,700円ほどの負担増となるものであります。平成27年度では、負担限度額認定を受けた方は140人で、このうち第2段階の方は85人、第3段階の方は36人となっております。ことし8月以降に支給額認定を受けた方は、9月7日現在106人で、このうち第2段階の方が45人、第3段階の方が50人となっており、このうち非課税年金を含んだことによって第3段階となった方が27人となっております。

例年9月以降も申請があるため、この影響を受ける方は若干増加するものと考えております。

次に、2018年から要介護軽度者へのサービスの見直しの議論が進められているが、当町としてどのように考えているかについてであります。現在介護保険制度の見直しは国の社会保障審議会、介護保険部会において議論されており、7月の会議では軽度者への支援のあり方や福祉用具、住宅改修の利用負担のあり方などが議題とされております。年内には議論をまとめるとされておりますので、具体的な内容の整理がされていない現在においては、この動向を注視していくしかないものと考えております。

続いて2点目の、国民健康保険制度の都道府県化について、初めに都道府県が行うことは何か、についてであります。平成30年度からの国民健康保険事業については、都道府県と市町村が協同で国民健康保険を運営することとなり、都道府県は国民健康保険制度の財政運営を担うこととなります。具体的には、財政運営主体となる北海道において、各市町村の保険料の指標となる標準保険料率と納付金を設定し、これを基に市町村

が保険料の賦課徴収を行い、北海道へ納付金として納付することになります。北海道はこの市町村の納付金や国の負担金等を財源に市町村が行う保険給付に要する費用の全額を市町村に交付する業務を行うことになります。また、市町村は主格管理、保険給付、保険料や税の決定、賦課徴収及び保険事業など地域住民に直接関わる部分の業務を担うことになります。

次に、都道府県化による当町への影響についてであります。北海道が国民健康保険の財政運営主体となることで、最終的な統一的な保険料を目指すこととなりますが、激変緩和の観点から、まずは各市町村の医療費水準や所得水準などを考慮した標準保険料率に基づく納付金となる見込であります。

しかしながら、統一的な保険料を目指すには北海道が市町村ごとに示すこととなる標準保険料率にあわせて税率改正を行っていく必要があります。今度示される標準保険料率によっては当町の国民健康保険税の税率改正を行うことが必要になってくるものと考えております。

次に、国の財政支援である保険者努力支援制度の活用についてであります。保険者努力支援制度は平成30年度から医療費適正化への取り組みや国保固有の構造問題への対応等を通じて、保険者機能の役割を發揮することにより国保の財政基盤を強化する観点から、適正かつ客観的な評価指数に基づき保険者として努力を行っているとは評価される都道府県や市町村に対し交付金が交付される制度ですが、平成27年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015において、この保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しして、平成28年度の特別調整交付金から反映されることとなったものであります。

その内容は、保険者共通の指標として、特定健康診査、特定保護指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少や特定健診以外への他の健診の実施や健診結果に基づく受診勧奨の取り組み、糖尿病の重症化予防の取り組み、加入者に対して行う予防健康づくりの取り組み、加入者の適正受診、適正服薬を促す取り組み、後発医療費の使用促進に関する取組の実施状況のほか、国保固有の指標として、収納率向上に関する取り組み、医療費等の分析、給付の適正化等、地域包括ケアの推進、第三者求償が掲げられております。

この内容は、現在までの調整交付金に既に参入されているものもあり、または町としても既に取り組んでいるものがありますが、被保険者の健康保持からなる医療費の適正化や国保財政基盤強化の観点から、今後において積極的に取り組み本制度を活用していきたいと考えております。

3点目の公営住宅について入居者からシャワー設置を望む声を聞くが検討できないか、についてであります。町が管理する町営住宅においては、松葉、宮園高層及び上尾幌地区の計148戸がシャワー付きの整備がされております。これらの住宅を除き、奔渡、有明、梅香、宮園平屋及び白浜地区の計228戸についてはシャワー付きの整備がされておられませんので、整備の割合は全体の39.4%となっております。また、シャワー付きの整備がされていないのは建設年度の違いによるもので、シャワー付きの整備をした住宅の家賃の決定に当たっては、住戸設備利便性計数分を家賃に加算する仕組みとなっております。入居申し込みを受ける際、シャワーの有無を確認される人もおり、より快適な暮ら

しを求めたいという気持ちがあることは理解しております。

現代社会において、便利になればよいと思うのはシャワーに限らず多種多様であるものの、公的サービスである介護保険サービス利用者からは特にシャワー設置のご意見はないように聞いておりますが、公営住宅窓口の対応の中では小さなお子さんのいるご家庭に高いニーズがあるのではないかと思われれます。しかし、公営住宅では建築年度が古いほど、浴槽や給湯器が整備されておらず、入居者の皆さんは今日まで必要に応じて模様がえや浴槽、シャワー、給湯器などの設置を入居者みずからの負担を行い、生活を整えられてきたところであります。

したがって、改築、改修や設備更新時以外には便行きに差が生ずることとなる既存施設への新たな設備としてシャワーを設置することは困難な状況にあります。町では、より豊かな生活が送られるよう、公営住宅の建てかえ事業を進めているところであり、また将来の公営住宅の管理戸数の確保を図るために、厚岸町町営住宅等長寿命化計画を進めているところでありますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 1件目、介護保険のところからお伺いをしていきたくと思いますけれども、今準備が徐々に進められてきているということで、この中では準備は進められていくということですが、様々な準備がありますよね。移行するに当たって。その中で特に今これがすごく大変、というか困難でこの部分が大変だっている、特にそういった部分というのは今出てきてはいないのでしょうか。全部が全て順調にスムーズに進んでいるという状況なののでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この総合事業でございますけれども、まず以前から申しておりますのは要介護支援の1に、要は介護予防に関係する分の方が今の介護保険のほうから外れるという部分について、まず平成25年4月からその分は総合事業のほうで始めようということをお話をさせていただいております。

そのほかにいろいろな地域の資源を活用して、いろんなサロンですとかの部分でのその介護予防へのものについては、その次の年、平成30年に向けてということをお話をさせていただいております。ということで、今回29年に向けてはそのホームヘルプの部分とそれからデイサービスの部分と、その介護保険から外れる方の部分について、きちんと移行ができるようにということで今進めておりますので、介護事業者が3社ございますので今事業者一つのところと協議を始めておりますので、その後ほかの介護事業者ともお話し合いをさせていただこうということで進めているというところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　まだ、これから進めていくという状況なのかなと思うのですが、ちょっと1件確認したかったですけれども、新しい包括的支援事業、4事業というのも今度始まるといわれていますけれども、この新しい包括的支援事業、これと今回の新総合事業の準備というのは、これどういう関係になっているのでしょうか。別々に準備を進めていくのでしょうか。それとも同時進行的にこういった準備も含まれた中で進められていくことになるのでしょうか。その点、伺いたいのですが。

●議長（佐藤議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　いろいろな部分で関連というのが出てくるんだと思います。今、段階ではまずそのいわゆるホームヘルプの部分とデイサービスの部分は移行させる。その上で、いろんな資源を活用してというような部分もありますので、そこはまだこうだっているふうに決めているところまでは言ってません。ですので、その関連性も含めてこれから平成30年に向けて進めていくということになると考えております。

●議長（佐藤議員）　12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　分かりました。関連性もあるので合わせてこれから進めていくということで、これまた、改めて包括的支援事業も含めてお伺いをするということになると思いますけれども、それで、この上限額が影響はないということなんですけれども、今心配されているのがこの上限額があることによって、より安いというのでしょうか、現行の受けているサービスより、例えばサービスのAですとかBですとか、そういったより安いところに移行していくのではないのかと。つまり、現行のサービスが受けられなくなってくる方が、この上限額によってその枠からはみ出す方が出てくるのではないのかということが今懸念をされているのですけれども、そういったことというのは当町ではあり得ないということの認識でいいのですか。

●議長（佐藤議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　第6期厚岸町高齢者福祉計画介護保険事業計画ということで、これが平成27年の4月から平成30年3月までのその3年間の介護保険事業に係る計画を策定して、平成27年からスタートさせております。

平成29年までの事業の見込というのも立てております。それで、この中では平成29年、来年は訪問介護事業と通所介護事業、この要支援者の方の分の事業については、介護保険のほうからその分が外れるということで、その見込み額は減らしております。ただし、その分を地域支援事業費の中で見ることになりますので、そちらのほうに金額を見込んでおります。ですので、29年に向けて実施をしていくに当たっては、きちっと対応できると見込みを立てております。

●議長（佐藤議員）　12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 はい、分かりました。当面のところは枠から外れないと、現行のまま移行できるというような認識で捉えさせていただきます。

それで、次2点目ですね、施設入所あるいはショートステイ受けられている方、こういった方たちの、これ変わってきたのですけれども、負担軽減の判断、ここは非課税世帯の方、案外、人数的に多いんだなと思って見ていたのですけれども、ここで非課税世帯の方対象ということでなっていますよね、年金の。このほかにも、例えばご主人の所得ですとか資産ですとか、そういったことでの対象から外れる方っていうのはいないのでしょうか。あくまでも、この外れる今回方たちというのは全てこの年金の非課税の関係で外れるという認識でいいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、改正になった部分では、非課税年金ということで、遺族年金ですとか障害年金ですとかという部分で非課税になっている部分を、資産としてきちんと収入として算定をするということで制度が改正されたわけですけれども、この非課税年金には障害年金や遺族年金のほかに、寡婦に関する部分ですとか母子、それから準母子、それから遺児、交通事故の遺児の方に対するものも非課税年金ということで対象になっているようですので、ちょっと正確な年金名というのはちょっと分からないのですけれども、寡婦それからかん夫、それから母子、それから準母子、それから遺児と年金の証書に印字された部分の方の年金というのは非課税年金になっているようですけれども、その分が収入の対象にするということになっている。

ただ、今ほとんどは遺族年金、それから障害年金に関する方の分がふえているということになります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 済みません質問の仕方悪かったですかね。今回、負担軽減の判断基準というところで、この非課税の方、それから配偶者の所得、それから預貯金などの資産状況、こういったことも含めて判断されるということになってたと思うのですけれども、今回この非課税、大体しか今答弁されてませんけれども、この配偶者の所得だとか預貯金など、こういったものの金額によって今回外れるという方はいらっしやらなかったのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。今回の8月からの改正というのは非課税年金が含まれるということでの改正でございます。それで、昨年8月からは配偶者の課税状況ですとか預貯金の状況、それが含まれることになりました。ですので、去年の段階で既にその方たちの分については、そういうふうに変わっているという状況

になっておりますので、今回のその非課税年金に関しての分については、その分というのは既にそうなっておりますので、今回お話しさせていただいた部分では非課税年金に関係する分の影響される方ということでありませう。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それでは、そういった方も含めるとこれもっと人数がふえるということなのでしょうあ。これ、人数って分かりますかあ。この非課税以外で外された方の人数っていうのは分かりますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 去年の改正で配偶者の非課税、それからと貯金のということていきますと、配偶者が町民税の課税による却下っていう部分では1件、お一人の方です。それから、預貯金の金額が基準を超えるという部分でも同じく1件の方ということてございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今回のこの措置で調査というのは市町村で行うということになっていました。それで、当町で今回のその判断についての調査というのはどのようにされたのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この補足給付に関係する分というものは、基準の食費、それから部屋代という部分を、本来はその金額を皆さんにお支払をいただくと。ただし、所得が低い方についてはその補足給付によって個人の負担額を低く抑えて、その差額を給付費のほうで支払いをするということになりますので、ご本人の負担を軽減するためのものでございます。ですので、これについては基本的には申請をいただいてということになります。そういう、これについては施設側との連携もありますけれども、そういう中で申請をいただいて、そういう手続きを進めているということてございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 去年の8月、預貯金などはもう既に実施をされているということなんですけれども、預貯金などの調査の場合、例えば本人通告もそうなんですけれども、通帳の写しだとかあるいは銀行照会だとか、そういったことを行うとなっていたと思うんですけれども、そういったことは実際にされているのでしょうか。そういった通帳の写しを取りなさいだとか、その写しがないと不支給になりますよとか、そういったことと

いうのは当町ではどうなっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 通帳の写しですとかというのはいただいております。ただ、移行に対しての調査だとはできませんので、そういうその皆さんからいただく申請、それに添付していただくものでもって確認をさせていただいております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今回のこの負担軽減の判断、ここまでやらなきゃいけないのかなとも思うのですけれども、これ毎年というのですか、入居者が入れ替わるたびに、この調査というのはされていくのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その所得が確定した段階で、当然、毎年毎年変わる可能性がありますので、それとその方の期間的に8月以降確定がされていきますので、1年間ということで、そういう受給者証というものを出しますので、その期限ごとにその確認をしていくと、申請をいただいて確定をさせてその受給者証を交付するということで、毎年それはやることになります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 あくまでもこれ申告というか通告なんですけれども、最初から外れる人っていうのはいないんですか。全員、調査というものはできるものなんですか。本人が申告できないとか、そういった方というのはいらっしやらないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的に申請に基づくものでございますので、申請がなければ全額いただくということになります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 大変な作業がまたふえたのだなと思いますけれども、あくまでも負担軽減としての制度ですから、それが負担がふえるようなやり方というのはやはりちょっとおかしいのではないかなと思います。

それで、3番目に行きますけれども、サービスの見直しです。今まだ検討中ということで結論は出ていませんけれども、これ特に福祉用具レンタルについて、当町でもたく

さんの方使っていると思うんですけども、これ全額、例えば1割負担の方でも全額自己負担にしてしまおうというような今案が出されているということです。

答弁の中では、この動向を注視していくしかないものと答弁ありますけれども、これまだ案ですから、どうのこうのということは言えないのかも分かりませんが、今、介護保険制度の中でこういったサービスの見直しですとか、いいほうに見直していただけるならいいんですけども、そうはなっていないと思うんです。それで、今回のサービスの見直しっていう点については、どのように考えているのでしょうか、当町では。このまま黙って注視していくのでしょうか。それとも、ちょっと負担が多いのではないかとということで何か声を上げていくとか、アクションをとっていくとか、そういったことというのは何か考えていないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今おっしゃいました福祉用具の分等について、今協議がなされておりまして。その部会では様々なテーマを設定をして、今年の5月くらいから毎月のように部会を開いて、様々なテーマでやっているようです。

今おっしゃられたのは7月20日の部会でもってその協議をされている内容で、それについては資料なんかホームページに出ていますので、私どもも入手はできますけれども、その後8月19日には利用者負担ですとか費用負担のあり方ですとか、8月31日にはそのサービス内容の見直しですとかって、こうずっとこう継続して協議をしているようです。

そういう、そのまだ協議をしている段階ということで、まだ案も出ていません。という段階では、今の段階でこれがどうだということを検討できるものもございませんし、今そういうような状況だということでご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今の段階では何もできないということなんでしょうかね。ただ、やはりこういった情報が出されて、今レンタルなどを利用されている方たちからも、このレンタルが使えなくなったら自分ではもう本当に何も動けなくなってしまう、何もできなくなってしまう、そういったたくさんの方の不安の声が全国的に寄せられているんです。ですから、やはりこういった部分というのはまだ案の段階ですけれども、ぜひ注視していただいて、なるべく利用者さんの負担というものがなくなるといった、そういった方向で当町でも考えていていただきたいと思います。

それで次2件目ですけれども、国保の問題に移っていきます。それで、一番注目というかどうなるのかなって不安になっているのが保険料です。保険料率保健税がどうなっていくのかということで、前回、今年の10月以降、道からシミュレーションが出るという話もされていたんですけども、今度算定方式大きく変わりますね。標準的な算定方式というのでしょうか、そういうものが出されてきていますけれども、この収納率のこれまでの考え方ですとか、算定方式これまで、当町3方式ですけれども、そういったも

のに何かこう大きな変更というのですか、それがどういうふうに変わっていくのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 現在、北海道のほうで検討を進めております標準保険料率の考え方でございますが、残念ながら現在まだ北海道から確定したものが示されてございません。ただ、ご質問者おっしゃられる3方式、4方式、保険料率の要は資産税を含まないか含むかという部分につきましては、基本的には厚岸町と同じ旧但し書き方式の3方式がベースと北海道の場合はなる予定でございます。

ただ、現在資産税分を導入している市町村については4方式でも構わないと。北海道としては、それにあわせた形で3方式、4方式やっているところには3方式と4方式という内容の標準保険料の計算を示すということになってございます。

シミュレーションの時期につきましては、この10月に、市町村のシステム改修今月中に終わる予定で、今月10月中には1度シミュレーションを一度行って示すと言われてますが、その状況を踏まえて、その応納応益の割合ですとかそういう部分を再度検討していきたいという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今の段階では、それではあれですね、まだ当町での保険料、現在と比べてどうなっていくのかっていうのは、まだ見当がつかないということでしょうか。それとも、事前にそれに当てはめる形で試算というものはされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 道のシミュレーションが現在まだ、市町村からの集約も行っていない、まだ行えていない状況でございますので、当町の保険税、当町の場合保険税でそのままです、保険税の額がどう変動するのかっていう部分については、まだつかめきれない部分がございます。

道のその一度シミュレーションが回った10月、おそらく末か11月頭になるんじゃないかと思うんですが、その時点で多少はみえてくるものと考えますが、来年度所得の確定後に、6月以降になると思いますが、再度北海道のほうで正式な30年度の保険料率というのを算定する運びとなりますので、正確な部分についてはそれ以降、おそらく10月以降に示されるのではないかと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 はい、分かりました。これについては、それではあれですね。これが正しい数字が出てからということになると思うのですけれども、ただ、あの考え方で

伺いたかったのですけれども、今現在、自治体、各自治体で例えば減免制度ですとか減額制度ですとか、あるいは納付相談ですとか、そういったものっていうのは取りまわされていると思うのですけれども、これまで行われてきたその自治体によるそういった減額、減免ですとかその納付相談によって個別対応というのでしょうか。そういったことは可能だったんだけれども、こういったことはこの都道府県化によって、どうなっていくのでしょうか。現在のまま続けられていくのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 現在、厚岸町で行っていますのは、俗に言う法定軽減、7割、5割、2割軽減の法律に基づくもの。それから、災害等の減免という規定を設けて、その他の減免ということでいろいろな減免を行っていますが、そういう部分については、現在のところは変動はないままと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ちょっと気になるのが、標準的収納率によってより高い収納率、これを上げていけば安い保険料率、これを設定できると言われてきています。これによって、保険となるとやはり収納率を上げようですとか、やはりそういった取り組み、収納率上げるといのは大事な取り組みなのですが、この保険料率をこう上げる取り組みと合わせて、むやみな、行き過ぎた取り立てっていうんでしょうか、そういったことに繋がる可能性というのも今言われているんですけれども、そういった懸念というのはこれはないと考えていいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 保険税の収納に関しては、財政課のほうで行ってはおりますが、もちろん税の公平性を期すためにはある程度その状況を説明、制度等を説明した上で、滞納のある方については滞納解消するための計画を立てて、納税担当のほうで折衝したり、そういう部分を行っておりますので、何が何でも無理な納付計画とかそういう部分はないと考えてございます。

それと、収納率の部分でございますが、厚岸町幸いにして97%台ということで高い収納率に現在ございます。高い収納率にあるということは、標準保険料率が示された場合、例えば今のところ厚岸町の規模ですと大体95%が目安になるのではないかなと思われるのですが、そういう部分でそれよりも若干とはなりますけれども引き下げるとは、収納率の部分では可能だと思います。

ただ、今度の標準保険料率っていうのが医療費水準、それから年齢ですとかいろいろな部分が加味されて計算されることとなりますので、そういう部分ではまだちょっと見えない部分がございます、シミュレーションの結果を待っている状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 分かりました。これについては、またシミュレーション後ということで、また質問させていただきますけれども、保険者の努力義務、この制度についてですけれども、いろいろな条件ありますけれども、特定健診の受診率の向上ですとか、あるいは後発医薬品の使用促進ですとか、いろんな要件入ってきますけれども、この医療の適正化というんですかね、これに向けて現在も取り組んでいる部分というのはたくさんあると思いますけれども、今後さらにこういったことに取り組んでいこうと考えてらっしゃいますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 保険者努力支援制度ということで、現在ご質問者言われますように特定健診ですとかがん検診、それから後発医薬品、ジェネリックになります。そういう部分の使用促進ですとか保険税でいいますと収納率向上、それから本年度、医療費等の分析というところでデータヘルスの計画の策定に着手しようとして今しているところでございまして、また給付に関しては給付の適正化ということでレセプト点検の強化ですとか、第三者求償、要は交通事故ですとかそういう部分でのレセプトの抽出、それから請求を行っているところでございますが、まだまだ指標に届かない部分も確かに特定健診のように厚岸町の場合ございまして、そういう部分については今後もっともっと力を入れていかなければならないと。受診率の向上に対して関係課とも協力をして、対策を講じていかなければならないと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 是非、こういった活用できる制度がありますから、ぜひ活用できる制度は大いに活用をしていただきたいと思いますし、やはり国保現在でも高過ぎでなかなか払うのが大変だという方もたくさんいらっしゃいますね。この国保の都道府県化によって、やはりそういった負担がさらに上がることはないように、町としてもやはり国保についてはみんなが払えるような国保料金というところで、さらに取り組みを進めていただきたいと思います。

それで、次、時間があれですね。3件目です。公住の問題についてお伺いをいたします。それで今、公住の浴室というのは水が出る蛇口が一つしか付いていないということで、これシャワー付いているところ以外です。付いていないというところで、今、浴室を利用されている方たちからは、本当に使いづらいという声が出されています。ちょっと汗を流したくても水を出して、それでガスでそれを湧かして、なかなかそうすると水道代もガス代もかかってくるという中で、本当に使いづらいんだと。シャワーがあればなというような声が寄せられていますけれども、今のこの浴室の状況っていうのをどのように捉えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この公営住宅の管理というのは町条例でもって管理されております。その条例の別表に、その施設ごとの位置や等番号、構造や室の構成、それから個数と。備考の中に建具付きだとか畳付きだとか給湯付きだとか浴槽付きだとか、あるいはシャワー付きと、そのように個別に明示された中で管理しております。ですから、現在はこの条例に従った状態となっているということでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、答弁の中に個別対応、個別に対応しているということも書かれているのですけれども、これあれですか、入居者の方がご自分で、例えば浴室に給湯器を取り付けたいと、それでシャワーをできるようにしたいというようにすることは、これ可能なんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） シャワーを付ける場合において、その建物に、例えばどっか穴を空けるだとか、そういう変更を加える場合についてはあらかじめ町長の承認を得たときでなければできない管理条例となっております。ただ、実際には届け出をせずに、穴空けるのは別として、例えば風呂のないところにはガスブローを付けた際に一緒にシャワー付きができないかとか、そういう検討をされて付けたのはあるようでございますが、実際にその数については、申しわけございません、町では把握していない状況でございます。

したがって、可能であるということと、ただし、条件がありまして退去時には現状復旧をお願いすると、そのような条件のもとでご利用、設置されているというところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、そうすると例えば配管ですとか、そういったことも全部直さなければならぬのかなと思うのですけれども、そういったことも全部自分ですることになるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 水の出ない水道栓については、混合栓というのでしょうか、赤いのと青いのが出てどちらかにひねると水、どちらかにひねるとお湯ということで、一般の今の新築住宅ですと大体給湯器が風呂、洗面台、流しと一連の3点方式になっているのですけれども、それは高価なものになりますので、風呂だけを考えた場合、その

水しか出ないものを混合栓にするということでも可能です。

ただ、それには既存の風呂釜で対応できるのか。つまり、追い炊きができたり、できなかったり、そういったことでシャワーの設備も変わってくるようでもあります。ですから、必ずしもその水道管を全部変えなきゃならないというのは分かりませんが、変更を加える場合はご本人の負担ということになっております。

●議長（佐藤議員） 時間になりました。よろしいですか。

以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成28年第3回定例会に当たり、さきに通告してあります町民の交通手段確保に向け、その1点についてお伺いしてまいります。

JR北海道は7月末に、JR単独では維持困難な線区と決め、この秋ごろ交渉し、沿線自治体と協議に入りたいと新聞報道をしました。そのJR花咲線の沿線自治体である厚岸、浜中両町に8月9日にJR職員が入り、両町長と懇談した旨の報道がありました。

質問のAとして、この懇談内容はどのようなものであったかということでもあります。Iとして、町はJR花咲線の役割として町民や利用者の公共交通機関としての重要さをどのように認識し、受けとめているかです。Uとして、その8月の懇談、今後の正式交渉を受けて町のとるべき対策はどのように考えるかです。

次に2点目として、さくらハイヤーの営業時間短縮問題について伺ってまいります。Aとして、夜間午後8時以降、一般利用者や夜の飲食事業者の影響と対策はどのようになっているかということでもあります。Iとして、町としての対案や代外案はないかということでもあります。

3点目に、今後町民の足を確保することは事業者任せでは先ずまず難しくなっていくことが予想され、その現実はい早いスピードでやってくるのが予想されます。この先の将来を見据えて、厚岸町内の交通、移動手段はどうあるべきか。そして、町内と人の移動や行政や経済の中心となっている釧路とを結ぶ交通手段を早急に構築し、町民の安心に努めるべきであると考えます。

以上、それらを質問し第1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

町民の交通手段確保についてのうち、はじめに8月9日の花咲線に関わるJR北海道との懇談内容についてであります。8月9日にJR北海道から受けた説明は、新聞報道等にもある7月29日にJR北海道が記者会見で発表した内容と同様であり、JR北海道の経営状況が極めて厳しく、また経営基盤を置く北海道は全国を上回るスピードで人口の減少が進んでいることから、それぞれの地域促成に応じた持続可能な交通体系のあり方について、地域の皆様に早急にご相談を開始させていただきたくとするもので、線

区の選定はこれからとはいうものの、J R北海道が単独で維持することが困難な線区については、利用の少ない駅の廃止、列車の見直し、運賃の値上げや新たな地元自治体への負担のほか、他の代替輸送サービスへの転換の検討など、線区の存続自体が危ぶまれるような内容も含まれておりました。

次に、町はJ R花咲線の役割として、町民や使用者の公共交通機関としての重要さをどのように認識、受けとめているのかについてであります。通称花咲線については、町民の重要な生活路線として認識をしており、これまでの間、根室線、釧網線の沿線自治体とともに北海道議会、J R北海道、運輸局へその運行体制の維持・結続について、要望活動を行ってきたところであり、また8月9日のJ R北海到来庁時においても地域の重要な生活路線であり、廃止やこれ以上の減便ありきでは困る。道民の足を守る広域性を忘れてはならないと強く要請したところでもあります。

次に、8月の懇談、今後の正式交渉を受け、町のとるべき対策はどのように考えているのかについてであります。現段階においてJ R北海道からは8月9日の説明以上の情報提供等はないものの、町としてはこれまで通り、関係機関の収集を的確に行い、沿線自治体との連携を密にしながら、町民の重要な生活公共路線として、存続のための活動を行っていきたいと考えております。

次に、さくらハイヤー営業時間短縮について、夜間の一般利用者や飲食事業者等への影響と対策はどのようになっているのかについてであります。町内事業者が行うハイヤーの運行については本年8月から夜間の営業時間が午後8時までに短縮されたところであり、このことにより自家用車を持たない方など一般利用者の午後8時以降の車両による移動手段がなくなったことや、町内の飲食業への影響が懸念されているところであります。

このため、町内唯一のハイヤー事業者が午後8時以降の営業をしないことによる飲食事業者の影響について聞き取り調査したところ、回答いただいた18店舗のうち12店舗が少なからず影響があるとする一方で、10店舗が車で送りサービスを行い、ハイヤーの営業時間短縮によるお客への便宜を図る対応をしていることがわかりました。また、こうした状況下で送迎サービスを拡充して、お客を獲得のチャンスと捉えるところもあるようです。ハイヤー会社が営業時間短縮とした理由は運転手の退職に伴う募集をしたが応募者がなかったこと。利用者が少ない夜間は営業上赤字となり、継続困難に至ったとのことであり、厚岸町商工会、厚岸町商工会飲食業部会などにおいて飲食店利用者の移動手段対応についての協議、検討をしておりその推移を見守っていきたいと考えております。

また、自家用車を持たない方などの一般の利用者の対策については、今後の地域全体の公共交通対策の中で検討していかなければならない課題と考えております。

次に、町としての対策案や代替案はないのか、についてであります。事業者が行うハイヤー事業については公共交通確保対策のような補助制度の適用はなく、代替策としては市町村がタクシー事業者等に委託などをして実施する公共交通としての乗り合いタクシーが考えられますが、事前の予約制やほかの人との乗りあわせなど、通常の個別に輸送を行うハイヤー事業とは異なる形態となります。また、この乗り合いタクシーを実施する場合は関係機関、事業者、町民、町が一体となり公共交通に関する検討を行う地

域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を設置し、この中で地域の公共交通のあり方についての調査、検討のほか計画の策定を行い、その後実証試験などを経て事業の実施となりますので、地域社会の公共交通対策の中で検討していかなければならない課題と考えております。

次に、将来を見据えて厚岸町内の交通移動手段をどうあるべきか。そして、町内の人の移動や行政、経済の中心となっている釧路とを結ぶ交通手段を早急に構築し、町民の安心に努めるべきであると思うがどうかについてであります。町内の公共交通等がこのような状況である中、まずは現在の町民の重要な生活路線を確保するため、鉄道について今後の情報収集を的確に行うとともに、沿線自治体との連携、協力を密にしながら、存続のための活動を推進してまいります。

また、今後町においては地域全体の公共交通のあり方について引き続き研究、検討を進めるとともに、前段で申し上げた地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を新たに設置し、地域の公共交通のあり方に関する調査、検討、さらには計画の策定を行い、地域の状況にあった交通手段の選択など、今後の地域の公共交通の体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 まずはじめに、JRが単独では維持困難な線区と称して交渉はまだ先送りしているわけですね。さきの報道でも、今回の台風で被災地というかJRもかなり被害を受けたと。その対応でこの交渉はおくれる模様だという報道もされております。

しかしながら、早晩、いずれはこの問題に当たらなければならないというか、この問題を受けていかなければならない大きな課題だというふうに、そこはお互いに認識していいと思うんですが、その辺についての心構えはいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） JR北海道の根室線、釧路根室間につきましてはまだ具体的にはご質問者ご存じのとおり、JR北海道だけで維持できない線区としての公表はされていない状況でございます。ただ、全道各地、日高線ですとか、そういう状況を考えますと町としては、そういうことも念頭に置きながら交通行政を進める必要性はあるものと認識はしてございます。ただ、現在のところJRからまだそういう正式な公表もなく、JRに関しては今現在としては町長の答弁にもありましたように、存続の要望を続けていくという段階になっているかと思っております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、課長が言われたように困難な線区というものがあるわけですね。その可否はというかどこがどうだと、何本あるんだといわなくても未公表だといいな

も、新聞では堂々と出ていますよね。対象になるんだろうという新聞のすっぱ抜きなのかどうか分かりませんが、夕張含めて17路線。そこに、その中にJR花咲線は入っているわけですよね。まだ、未公表だといっているながら、8月9日に厚岸、浜中両町に入ってくる心臓の強さは何なのか。JRが一番先に切り込んでくる。どう解釈すればいいですか。対応された方の感触はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、昨年11月24日花咲線の減便等の問題が起きたわけでありまして。強く第1回目の質問でお答えいたしましたとおり、関係機関に反対の要請をしてきたところであります。しかしながら、結果的には我々の要望が通らなかった。この気持ちというのは私は怒りに燃えておるところであります。

そこで、8月9日に来庁いただいた幹部のお二人については、このことも強く訴えたところであり、今回社長さんの会見を伝えに来たとはいえども、二度と昨年のようなことがあっては困る。そういう事実があるとするならば絶対に反対はもちろんのこと、来ても会わないという気持ちで私は訴えたところでございます。そういう意味において今、花咲線も対象になっているとかいうようなお話があったわけでありまして、詳しい情報がまだ入っておりませんので、私の気持ちは当然相手方も理解されているものである。町長としてはそのように理解をいたしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 私見ではございますが、公表前の事前の懇談、そのJRの狙いは何なのかということをご自分なりに模索というか考えてみれば、JRの手の内の少なからずともその一部は公表も既にしているのではないかと私は思うんですよね。何かいい手土産でも持って訪問されたのかなということは、どう考えても考えられないという悪い予感というか、悪い話だけの手土産ではないのかなという気がしてならなかったわけでありまして。

それを平らにならしてずっと延長線上を考えてみると、新聞報道では抵抗力のないというか、抵抗の少ない沿線自治体からまず手始めに手をつけるのではないかと、新聞報道等側から見るとそう伺えるわけなのですが、まず手始めにその前段として夕張があのような決着になりそうでございます。

我が花咲線を見ても、釧路と釧路町、そして最終的には根室市、抜かせば五つの駅を持った厚岸町、そして三つの駅を持った浜中町。この厚岸、浜中をなんとか落とせばという、私なりの考え方というか、そういうふうにくるのかと。JR今までの失敗を反省するならばいろいろな作戦の上で、手段の上、考えの上で今回のローカル線の廃止問題については当たってくるだろうと、そういう強固な考え方があるんだと考えると到底太刀打ちできない。ただ、口で反対反対と言ったんでももう通用しないのかなと。

その後、日高線です。現在不通になってますけれども、日高線の対応について沿線自治体の負担。あれを見ると完全にもうやめてくれよと。それだけ負担はできないで

しょうと。JRも負担できないけど、沿線の自治体も負担できないでしょうと。そう言わんばかりの状況ですよ。そういった状況等を総合的に勘案すると、JR花咲線も手前は違うけれども夕張の二の舞だ、夕張の2匹目のどじょうとして狙われたのかなという気がしてならないのであります。

そんな中での懇談だったということではありますが、町長の腹は先ほど聞きましたので、情勢がいかなることがどのように変わってくるかは、それはしっかり見極めていかなきゃいけないけれども、基本的にはJRは大きな大きな国民の荷物を背負った交通公共交通機関です。その責任は今の時代は少しは持っているのか知らん。口では言うかもしれない。しかし、現実はそのようではない。民営化されたときには、やはり中央都市部、人口のいる地帯、そんなことでホテルを建てたり、ドル箱ラインというところには電線化したりしてきたけれども、本当に石勝線を通ってみても新得からこっちはがったんごっとなですよ。向こうまではレールの継ぎ目が違うから、非常に乗り心地はいいけれども、ましては帯広こっち過ぎたらもう特急に乗ってでもローカル線に乗ってるようなイメージでしかならない。それだけ、ローカルには力を入れていないということがはっきりしているんで、そんな意味では町長のそういうJRに対する臨む姿勢というのは重々わかりましたので、その気持ちは状況が変わるまでは、ぜひ持ち続けていただきたいと思えます。

2点目のハイヤーの問題です。飲食業界に対しての調査はされたということではありますが、いずれにしても今、地元ではハイヤーというか、陸運から商売していいよという免許を持っているのは1社ですよ。ですけども、8時以降、夜の8時以降その用を足していないとなると、その免許を半分返してもらったほうがいいんでないですか、と思うようなその8時以降の翌朝まではその効力がないわけですから、ハイヤー動かさなければ。ハイヤー動かすために陸運局からの許可をもらっているわけですから。第2の免許もらったほうがいい。そういう業者が出てこないか。やっぱりその応援を町は検討してみなかったのかどうかと。8時までは今までの既存。その8時以降の権利というかそれを放棄しているわけですから。放棄して町民に大きな迷惑をかけているわけです。その辺は一考を要すると思えますが、その考え方は私の考え方だけだと思うか、それには賛同できないと思うか、その辺の所見はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 民間事業者が運営するハイヤーでございます。またはタクシーであるわけでありまして。許可をするのは釧路運輸局ということになるわけでありまして、料金については運輸局の許可が必要であります。しかし、営業時間等においては個々の届け出は必要であります、個々の事業者の考え方であるわけでありまして。しからば、もう1社、厚岸町に認可を置いて運営をしたらどうかということにつきましては、それぞれの民間会社なり運営をしようとする考え方の方もあられるかもしれませんが、しかしながら、現実を考えると厚岸でさらに他の会社をつくって運営をするということはこれまた厳しい状況になり、また運輸局も許可をしないだろうと、そのように考えるわけでありまして、そう意味において今日のさくらハイヤーの経営が大変厳しいという状況

の中でのお話でありますので、私といたしましては民間事業でありますので、とやかく言うことはできませんけれども、考え方としては難しいのではなかろうかと、そのように考えます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういう難しい判断しなければとういうか、一般の人は8時以降そういう隙間があるんだったらその部分で商売、免許とか規制とかそういう云々言わないのであればやる方が出てくるのではないかと。まさしくそのうも一考だなと私は考えますが。いずれにしても日本の今の法律では難しいということでもあります。

その8時以降の隙間を何か埋める方法ないかということですが、商売に関わる業者はそれぞれの対応をしていますが、よく言われている1番困っているのが免許や車の持たない人なのです。夜の7時51分かな、8時ころに着く釧路からの列車があります。あの時点ではハイヤーいないんです。こないだ私も釧路から列車で帰ってきてみて。その8時ちょっと前の代含めて厚岸にJRでは3便とういうか3列車が7時49分と、JRは大体早く来るということは、おくれてきても早く来るということはないとういうか、7時49分が7時50分になったり、8時台になっちゃうと。それから、9時33分。11時丁度。その3便に釧路から帰ってきててもハイヤーがない。泣かれるんです。1番これ困るんです。私もこの間7時49分で帰ってきたんですが、ハイヤーはもう当然いないですよ。

提案なのです。私はそこでふと思いました。あの駅の前駐車場、あふれるばかりの車なんです。7時49分で帰ったら。みんな釧路からの通学の生徒を迎える、もう停まる場所ないくらい。こんなに車できているならばと、ふと思ったのはほかの町でもやっていますけれども、あそこに私本町に帰りますとか、あるいは光栄に子ども乗せて帰りますというお客さんがいたら、そちらへ帰るハイヤーを待つとういうか、足のない奥さんやお年寄りがいたら、それに便乗させてもらえないかと。ボランティアとういうかあるいはその運転手、その車の持ち主の好意、人の情けに頼るような形になりますけれども、町民の中にそういう足がない人がいるならばどうぞとういう優しい人は一人や二人いるような気がしたんです。帰る方向が同じならばどうぞと。ちょっときっかけをつくれれば、乗せてもらって帰れる人もいらっしゃるのではないかと。

そこで、私は今、昼間見るとハイヤーの待っている場所とういうのがあの沿線、駅舎のすぐ沿線上についてますよね。あのゾーンにラインを引いて、優先的にとういう方がいたならば車をつけてもらって、そしてそこでとういう車が停まっていたならば、どちらへ帰りますかって声かけて良ければ乗せてもらうとか、好意に甘えるとか、とういう方法はとれないもんだらうかと、素人ながらにも考えました。

しかし、ほかの町ではとういうハイヤーではなくて自家用車へどうぞとういう方もやっているとういうふうに、私も情報得ています。そんなことをまず何もしなければ何も始まらないわけですから、その辺の身近なところから考えていこうではないかと。ただし、それはそこに住む人の町の人の気持ちの温かさとういうか、とういうものが好意とういうか、とういうものが必要になってくるわけなんです、とういう考え方は担当課長、ノーグーだと思いませんか。その辺の思案、考え方を伺いしてください。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問者言われます個人の車に乗せていただくという部分につきましては、乗る方も乗せる方も事故等があった場合の責任を負うことになるかと思えます。

それで、ほかの町でやられているそういう部分というのは、私その部分で認識がなかったところでございますが、似たようなケースとしてはNPO法人によりまして、ある会社のスマートフォン等で配車を行うシステムがございまして、国家戦略特区という申請をして許可を得た上でできるものとはなりますが、自家用車による有償運送という制度はございます。ただ、これについては過疎地ですとか交通空白地のみで認められるような部分もございまして、事業者がいる地域においては事業者のかなりの反対等も実際に起きているところがございます。道内においては、現在中頓別町がそのシステムを使った実証運行を無償でやっていますが、実際にやる段階となると数々の問題もクリアしていかなければならないことになろうかと思えます。

現在、厚岸町では8時までとはいえ、事業者がある中でそういうことも内部でこういうものがあると、どういうものがあるんだということは検討はさせていただいておりますが、現在の厚岸町にはまだそぐうかどうかという部分では判断をしかねているところがございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 現実にやるとすれば、諸問題が立ちふさがるということは重々承知です。でも、それを怖がってたんでは何もできないわけですよ。やっぱり、浜頓別であったっていろいろと議論の上でやってきているわけですから。厚岸町だってそういうボランティアを立ち上げたり、あるいはそういう組織をつくったりと。行政が音頭をとるとするか、手をとるっていうか、そういう言い方はいいのかわかりませんが、いずれにしてもそういう導きをしていかないと、ただ腕を組んでただけでは何も生まれないし、何も起こらない。

事故を言えばそれは確かにあれだけれども、それだって乗るほうも乗せる方も百も承知の上での話になると思えます。そればっかし言ってたんでは先進まなくなっちゃうわけですよ。事故もないとは限らないけれども、いつもあるとは限らないですよ。そんなことを言ってたんでは時間もたってしまう。いずれにしても、その対策案だとか代替案は今は何も考えてないということでもいいんですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 個人の車に乗る部分につきましては、先ほどご答弁させていただいた以上のことは、町としては申し上げられないというところがございますし、代替案を考えていないのかというところがございますが、町長の答弁でもありますように協

議会を立ち上げ、その中で検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 その協議会というのは、昨日から言っている話でハイヤーのみならず総合的な協議会と理解していいんですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） はい、そのとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 それでは、3点目の総合対策に行かせていただきます。今回の3定例会でJR問題、あるいはハイヤー含めて町内の交通体系の諸問題について、今定例会で8人中5人が質問しているわけですよ。町にその対策を求めているのですよ。議員さん、質問者8人中5人も。これをどう受けとめますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町といたしましては、他の議員さんのご質問にもありましたが、これまで全く何もやってこなかったということではなく、町の持っているスクールバス、それから患者輸送バスを使いまして、通常の路線バスの走っていない地域、そういう部分は最低限の公共交通としてカバーさせていただいたところがございますが、今後そういう部分、足りなくなる部分等ございますので、総合的に早急に協議会のほうを立ち上げるようにして進めてまいりたいと考えております。

早急というのは内部のほうで協議をさせていただきまして、新年度に立ち上げるということを申し上げさせていただいておりますが、予算等の兼ね合いもございますので、今年度内に早い時期に協議会を設立すると。その前に庁内部で関係箇所集まりまして、そういう検討会議の場を設けて、その後その協議会、構成メンバーに事前をお願い等、それから協議しなければならない部分等をお話をした上で、協議会の立ち上げに進みたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今言いましたように、厚岸町に課せられた課題として、この交通体系については非常に重いのあるとぜひ認識させていただきたい。私がこの次言おうとしたことは、昨日の様子を見ますと、なぜかしら町民課のみが窓口となって一課で対応するのかなという部分については非常に心もとなかったんです。正直言って。この厚岸町の交通体

系の重要さというか、規模の大きさから考えると。これは、まちづくりも関わってくるわけですよ、当然。地域に住んでいる医療や福祉関係も大いに利用してくるわけですよ。

そういった町民に関わる足に関わる部分を網羅して、対策チームを立ち上げてから協議会に臨んでほしいなと思っていたので、そのことは今、町民課長が言われた、そのことに期待をしたいと思います。是非、町民課だけでJRだとかバスだとか対応するのではなくて、厚岸町の町民が子どもからお年寄りまで足についてどうあるべきか。そして、人口ビジョンが6,000人台まで減ることが既に打ち出されているわけです。それも、動くわけです。それは、5年刻みがいいのか10年刻みがいいのか分かんが、とりあえず現在からこの先にやはりきちんとした対応できる対策チームをしっかりとって町民の安心を、役場はよくやっているというふうに対応していただきたいというのが一つであります。

それで、協議会のことが言われました。私もそういう今回の質問に当たっては、国はいろいろと関与しているなど調べさせてもらったら、やはり国はこの状況、田舎の、地方の交通状況については早く察知はしていたけれども、平成14年に交通基本法案という形で提出されているのですが、ずっとずっと見なかったと。平成25年に交通政策基本法として成立して現在に至って、北海道交通ネットワーク総合ビジョンなるものが道につくられてアドバイスをしていると。ただし、今日の新聞なんかを見ると、道は口を出したくないと。このJR問題がどのように進展していくか。道の基本政策的なことは示したくないし、口を出したくないという書き方している。これまた困ったもんだと思うが、口を出したらそれなりの責任を持たなきゃならないというところまで道は深刻に考えているということです。やはり、そのところをくみ取りながら対応していかなくちゃいけない問題だなと思っています。

それで、今回の場合は利用者あつての利用者のための協議会でなければならないんです。ただ、つくった、さあそれに乗れって言われても利用者が、そういう困っている人方、だから先ほど子どもからお年寄りまでどんな事情の中でそういう場面で利用されるか。1番簡単なのは組織の団体みたいの集めて、町のあれみたいの集めて協議会つくればいいかもしれないけど、それでは駄目なんです。そういう意味ではどんな小さな声でも町民から広く公募の上、さらにその協議会の委員としても、ある程度町民からの公募を得ると言うやり方で進めていただきたいと思います。これについてはいかがですか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、7番議員さんからご提言をいただきましたことを踏まえて、実は役場で町民の足の確保対策ということで、昨日も6番議員のご質問にお答えをしておりますけれども、患者輸送バスあるいは福祉バスの運行委託、そしてスクールバスの一般利用、さらにはその町内で介護保険に伴う福祉タクシー、これを運行していただいている民間の医療法人になりますけれども、そこでもそういう対応をしてもらっていると。あるいは、訪問介護に伴うその送迎、これも民間で対応していただいて一定の会員登録をしていただいて、その中で運営をしていただいているというふうに、それぞれ担当部局が多岐にわたっております。

今、町民課長からも答弁がありましたように、できるだけ早急に町内のこういう関係部局を集めて、まず対策チームみたいなものを早急に立ち上げるように、町長からも昨日の議論を踏まえて、けさも念押しをされておりますので、直ちにそういう対応をとりたいと、その上で、北海道の対応という議論もありましたけれども、昨日釧路市長、根室市長、網走市長ですか、三つの市長さんが道民の足の確保対策というものは、単独の実地で云々するというべきレベルのものではないと。北海道が主体となって動いてほしいという要請をされております。全く同感でありまして、そういうことも町としては要請をしてまいらなければならないだろうと思います。

それから、この協議会であります、利用者本位ということのお話をいただきました。昨日も答弁をしておりますけれども、全町民の皆さんを対象にまずアンケート調査を試みようじゃないかと。ただ、残念なことに白糠町がもう既にそれを実施したようであります。その結果、アンケートの回収結果が20%をちょっと上まる程度。それで、町民の皆さんの意見を聴取したという裏付けになるかということ、私はそれだけでは不十分であろうと。ではどうするかということもあわせて協議、検討してどういうメンバーにその協議会の構成員になっていただくか。これらも十分検討したいと思います。

ずっと答弁で町長が申し上げてますように、法に基づく協議会という言い方をさせていただいておりますのは、その計画を立案するための経費、今言う協議会の運営経費も含めて、あるいはアンケート調査の実施経費、あるいはその後に実証実験と。実際に走らせてみよう。どれだけの利用される町民の方がいらっしゃるのか。その、例えば曜日、月曜日から日曜日まで毎日それだけの利用があるのかどうなのか。それから、その乗車していただく町民の方の数等々を調べてその上で実際の運行といいますか、運用といいますか。そういうことに対する補助制度も実はあるのです。車両を購入するものについても。それから、運営に関わるもの。一定の年限は限られるようでありますけれども、そういうような作業をして初めて実行に移っていくと考えております。

既に実証実験をやって、月曜日から金曜日まで、土日を除いて、走らせてみよう。実証実験の結果やったんだけど、利用がほとんどなくて金曜日だけに今してしまったというような自治体もあるようであります。そういうようなことも踏まえて、まずは庁舎内に早急に対策チームというものを立ち上げて、様々な情報を集めて資料を整理して、その上で関係する協議会を立ち上げて、皆様にご相談を申し上げて、そういう作業を進めてこの問題に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、副町長から具体的なお話も伺いました。これからの取り組みに期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

●室崎議員 議長、議事進行。

●議長（佐藤議員） はい、6番、議事進行。

●6番（室崎議員） ただいま、音喜多議員の質問に対して非常に丁寧な協議会に関する答弁が出ました。

それで、昨日、私と大野議員のときにも協議会には触れていますね。そのときには、来年度でということであり、またその内容についても余りつまびらかではなかったと。そうしますと、私と大野議員に対する答弁のときと内容が少し変わっているのではないかと思います。これに関しては訂正ないし補足をなさるか、あるいは今の副町長の答弁をもって、私と大野議員の協議会に関する説明を変えるといいですか、何らかの方策をしていただきたい。そうでないと、先に聞いたほうの答弁と後から聞いた人間の答弁が変わってしまうという恐れもありますので、この点、議長よしなにお計らいをいただきたい。

●議長（佐藤議員） 本会議を休憩します。

午前11時56分休憩

午後12時03分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時からいたします。

午前12時03分休憩

午前13時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

午前中に出された、6番、室崎議員からの議事進行でございますけれども、6番議員さん取り下げでよろしいでしょうか。

●室崎議員 はい。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員からの議事進行は取り下げられましたので、午前中に引き続き、一般質問を行います。

4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って、質問いたします。

まず最初に、高齢者及び交通弱者の交通を守るための交通対策について。(1)高齢による自動車運転免許証を返納した場合、その後の交通手段に不安を持っている方が多く、早急な対策が必要と思われることから、公共交通への要望を把握するために全世帯を招待とする調査を実施すべきではないのか。(2)町有車両、スクールバスなどを利用した予約制の町内移動手段の運行ができないのか。

2、子どもの貧困と子育て支援について。(1)どの子ども安心して教育を受けられるように、就学援助制度の拡充を。ア、就学援助制度を現在の生活保護基準の1.2倍から1.5倍まで引き上げるべきではないのか。イ、PTA会費、生徒会会費、クラブ活動費なども対象とすべきではないか。ウ、PTA会費の集め方はどうなっているのか。(2)学校給食では地産地消を取り込んでおられるが、その割合はどうなっているのか。(3)道産食材をさらにふやすことはできないのか。(4)給食費の負担軽減は考えられないのか。(5)放課後等デイサービスの取り組みはどのようになっているのか、待機児はいるのか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、高齢者及び交通弱者の生活を守るための交通対策について、はじめに高齢により自動車運転免許証を返納した場合、その後の交通手段に不安を持っている方が多く、早急な対策が必要と思われることから、公共交通への要望を把握するため、全世帯を対象とする調査を実施すべきではないかについてであります。これまで町内の公共交通機関等については、鉄道、バス路線、ハイヤーのほか、町有車両の有効活用により町民の足の確保を行ってきたところであります。

しかしながら、高齢による自動車運転免許証の返納などで車両による交通手段を持たない方や、既存のバス路線等がない地区の方については、町有車両の有効活用によりこれまで移動手段の確保を行ってきましたが、近い将来において小中学生が皆無となる地域が発生するなど、現行の方法のみでは公共交通の確保が難しくなる地域も想定されるところであります。

このため、今後町においては地域全体の公共交通のあり方について、引き続き研究・検討を進めるとともに、関係機関、交通事業者、町民、町が一体となった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を新たに設置し、地域の公共交通のあり方についての調査、検討、さらには計画の策定を行い、地域の状況にあった交通手段の選択など今後の地域公共交通の体制作りを行っていきたいと考えていることから、ご質問にある公共交通への要望を把握するための、全世帯調査についてはこの一連の事業の中で実施してまいりたいと考えております。

次に、町有車両を利用した予約制の町内移動手段の運行ができないのかについてありますが、現在所有している町有車両としては、患者輸送バス、福祉バス、建設課所管のマイクロバスのほか、教育委員会が管理しているスクールバスがあります。患者輸送バスについては29人乗りのマイクロバスにより、基本的にむい地区に在住する町民の足

の確保のため、曜日ごとに運行地区と停留所時間を決めて町立病院との間を運行しております。福祉バスについては41人乗りの中型バスにより、基本的に民生福祉等に関する事業のため運行することを目的としており、社会福祉協議会に委託し、営業業者を圧迫しないよう配慮しながら、行事等で不定期に運行しております。建設課所管の24人乗りのマイクロバスについては、購入後20年を経過し、故障も多く、現在はスクールバスや患者輸送バスの故障や車検時の代替えへのほか、行事等の送迎に使用している状況であります。

このため、ご質問の予約制での運行については毎日の車両確保が必要であり、これらの車両を活用して運行することはできないものと考えております。

続いて、2点目の子どもの貧困と子育て支援についてのうち、放課後等デイサービスの取り組みはどのようになっているのか。待機児童はいるのかについてであります。福祉児童法に定める障害児の通所事業は、児童発達支援と放課後等デイサービスがあり、放課後等デイサービス事業は厚岸町内では2カ所の事業所において実施しております。利用の申請と相談支援を行う専門支援員との相談による利用計画書を提出していただき、障害給付としての支給決定を行い、通所受給者証を発行してから利用が開始されることとなりますが、基本的には事前に通所事業所を見学してから利用を開始されております。8月1日現在の通所児童は27人で、待機児童はおりません。

私からは、以上であります。1点目のスクールバスと2点目のその他の部分については教育長からお答えをいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きまして、私からは町有車両、スクールバスなどを利用した予約制の町内移動手段の運行ができないのかのご質問からお答えいたします。

現在、スクールバスは8路線で運行し児童生徒の通学に対応しておりますが、登校日における社会科見学等の学校教育活動のスクールバスの利用回数は、平成27年度の実績で申しますと332件となっております。これらの利用は登下校時の運行の合間に時間帯や行程を調整して運行しております。また、登下校時の運行の際に、一般利用が可能な路線は8路線中7路線となっております。利用された方は合計で延べ888人となっております。下校時のスクールバスの運行については学校事情や天候の変化により、通常の下校時間を早めて運行する場合もあるため、現状では登校日に予約を受けて運行することは不可能な状況となっております。

祝祭日、土曜日及び日曜日については、各学校の部活動への大会等への参加に伴う運行をしております。平成27年度の実績では、89件となっておりますが大会の開催が多くなる時期については突発的にスクールバスの運行が必要になる場合もあり、予約を受けて、または定期的に運行することは難しい状況であります。

これらのことから、スクールバスを利用した予約制による運行については対応ができないことをご理解願います。

次に、2点目の子どもの貧困と子育て支援について、どの子も安心して教育を受けられるように就学援助制度の拡充をのうち、就学援助制度を現在の生活保護基準の1.2倍か

ら1.5倍までに引き上げるべきではないのかについてですが、本町の就学援助については厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び修学援助費支給に関する取扱い要綱に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学のため援助を実施しているところであります。平成28年9月1日現在の就学支援対象児童生徒は要保護及び準要保護合わせて小学生が97人、中学生が35人、合計では132人となっており、全児童生徒に占める要保護者、準要保護者の割合は18.9%となっております。本年度の援助の対象者は平成23年度以降、一番高い割合を示しております。ご承知のとおり、要保護とは生活保護法に基づく保護の認定を受けている家庭でありますが、重要保護については厚岸町は生活保護の基準に対し世帯の所得が1.2倍以下を対象として援助を行っておりますが、管内の多くの市町村も同様の基準で準要保護の認定を行っている現状にあります。

保護基準の引き上げについては、当然、現在よりも対象者が増加し、財政負担を伴うものでありますので、厚岸町としては所得が低くより生活が苦しい方の支援を第一に考えて、現在の保護基準を継続してまいりたいと考えております。

次に、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費なども対象とすべきではないのかについてですが、厚岸町の支給状況について、平成27年第4回定例会でもご質問いただいておりますが援助の拡大には至っておりません。就学援助制度は教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し実施すべきものと理解しておりますので、厚岸町といたしましても財政事情も考慮しながら引き続き援助内容の検討をし、継続的で効果的な施策展開を図ってまいりたいと存じますのでご理解願います。

次に、PTA会費の集め方はどうなっているのかについてですが、各学校ではPTA会長名をもって各保護者に文書で会費の納入のご案内をしております。徴収の方法については、町内の小学校及び中学校9校のうち1校は銀行の引き落としであり、あとの8校は直接現金で学校に納入する方法をとっております。

次に、学校給食では地産地消に取り組んでおられるがその割合はどうなっているのかについてであります。学校給食では毎月ふるさと給食として地産地消の取り組みを行っており、地場産品の昆布、牛乳、椎茸、サンマ、レタス、カキなどを積極的に提供しております。また、地産地消の主な取り組みですが小中学校に地産地消に対する意識の向上を図ることを目的として、毎年10月に釧路管内の学校給食センターが連携して実施する釧路ふるさと愛食月間において、釧路管内や厚岸町内で水揚げ、収穫された食材を給食で使用しております。なお、割合についてですが平成27年度の実績で全ての食材の購入費3,801万9,267円に対して、町内地場産品の購入額169万8,639円で割合にして4.5%、今年度7月末の実績では4.6%となっております。その他、金額の割合には含まれませんが、厚岸漁業協同組合から昆布、サンマ。釧路太田農業協同組合からは大根等の野菜の寄贈を受けております。

次に、道産食材をさらに増やすことはできないのか、についてであります。道産食材の使用については平成27年度の実績では約7割となっております。しかし、時期によっては道内で生産されない場合、道外で生産されているものより高価な場合は道産食材以外の食材を使用せざるおえない状況となっております。今後も道産食材の

使用については積極的に納入業者に働きかけ、増やしてまいりたいと考えております。

次に、給食費の負担軽減は考えられないのか、についてであります。今年度の給食費は小学校で1食当たり212円、中学校で1食当たり261円となっております。平成13年度に小学校で1食当たり207円、中学校で1食当たり254円でしたが、平成26年度に消費税の税率の改定があり、消費税の増税分3%を上乗せして現在の給食費となっており、長期間実質的な増額はしておらず、食材の選定及び納入方法の改善、さらには調理方法の工夫をすることで給食費の維持に努めております。

学校給食の経費は学校給食法に基づき、実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに人件費を含む運営費を町で負担し、食材を購入するための費用のみを給食費として保護者に負担いただいております。また、ご承知のとおり生活困窮家庭には要保護、準要保護児童生徒として就学奨励のため援助を実施しており、今以上の町費の支出を伴う給食費の負担軽減は考えておりませんが、より一層安心して安全、そしておいしい給食を提供できるよう努力してまいりますのでご理解願います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） ちょっと、休憩します。

少しの間、議長交代します。済みません。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

●副議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

4番、石澤議員。

●石澤議員 ずっと今回議会始まってから、公共交通機関等の話し合いがずっと行われてきました。それで、調査をして意見を取り入れてくれるということなので、それに対してはよろしくお願ひしたいと思っておりますが、今までいろいろな質問の中通ってきたんですけども、バス路線とか、それから福祉バスとか、あと患者バスとかずっと通ってきたところに関してはいろいろな意味で対応ができていると思うのですが、その対応にならない場所、町の中、例えば宮園とか住の江とか梅香とか昔はその辺にお店がたくさんあって、お店何件もあって歩いていける距離でお店があって買い物ができた。それから、隣が近くて隣に行くこともできたということで、高齢者が、というか足のない人とか、いろいろな意味で動きやすかったことがだんだん今はできなくなっています。車社会になっています。私自身もそうですけど普通に車乗って買い物に行く。その距離感が普通の生活の中に染みついています。

だけども、免許を返納してしまった後に、自分が出て行く場所。それから行きたいところに行ける。それから買い物に行って、大体75歳くらいまでは多分、私も免許証持って運転すると思うのですが、その後出かけるときに自分が荷物を持って元気に歩ける距離っていったら100メートルくらいなのかなって思うんですよ。でも、バスの停まること

ろまで行くと100メートルきかないですよ。結構な荷物を持って買い物から帰ってくる。それから、そういうことを繰り返すことができなくなったときに、だんだんおっくうになってきて、うちの中に閉じこもってしまう。

そういうことを防ぐためにも、今スクールバスとか利用ができないということなのですけども、小さい形で小さいバスとかスクールバスありますよね。そういうのも全然利用ができないということなんですか。子どもたちの行事に連れて行くとかっていう形してますけれども、何人乗りかな、9人乗りくらいの小さなバス、あれ自体もやっぱりそういうデマンドバスとしてというか、そういう形の利用はできないってということなんですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） お答えしたいと思います。スクールバスにつきましては、ご承知のとおり原則として小学生は4キロメートル、中学生は6キロメートル以上の子どもたちを対象として、登下校の対応ということで今運行しております。基本的に、今町民利用いただいている、先ほど888人と数字を申し上げましたけれども、この方々につきましても、通常のスクールの運行経路を変えないで、そちらまで来ていただくと。逆に運行経路を変えてその乗りたい希望のある方の家まで行ってやることはスクールバス本来の目的ではございませんので、それはちょっと対応できないという形になります。

バス自体も大きいのは71人乗り、小さいのは15人乗り程度のバスでありますので、それが8路線という形になっておりまして、バスの大きさ的には今言ったような小回りの利くということでございますけれども、運行の目的からいって対応できないという形になってございます。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そうですよ、スクールバスって分かるんですけど、子どもたちを送るときに使って欲しいって言うんでなくて、スクールバスだけじゃないんですけども、町有車両なんです。その空いてる時間で使える車両がないのかなと思ってここで町有車両でどうですかという形を質問したんです。

やっぱり、ここに住みたい、人はたいてい住みなれた場所で住みたいと思ってます。年配の人もそうですけど、公共交通運営主体责任を明確にした居住福祉保健医療だけでなく、通学、それから通院、公共交通教室文化の多様な課題も、今7番議員が言っていましたけれども、いろんな形で補っています。そういうことも含めて今タクシーの問題もありまして、そういういろいろな民間の交通網も変わってきているということがあの中で、やっぱり自由に出たい、自由に行くことで高齢の認知とか自分が引きこもって外の世界とのつながりをなくすことがないようにしたいという、そういう町民の人の声なのです。もうすぐ、私も75を超すと。

そうすると、どんなことやっても免許証は返納しなきゃならない。息子や娘にも言われる。けども、子どもたちに送ってちょうだいとかそういう頼らないで自分らしく生

きていきたい。そういう思いがあって、できれば町の中にこういう公共交通の中でやってほしい。できれば、今あるちょっとあそこ行くとスクールバスが小さいバスがとまっていると。日中あると。それを使えないかっていうことで、そういう声があるんです。ですから、今単純に、スクールバスだからできないこと分かりますけれども、もしできれば少し余裕の持った形で利用できる方法も考えてほしいなと思います。

ただ、町だけに全部やれって言う形ではないです。さっき言っていた、いろんな形の住民も含めて協議会つくるって言ってましたので、その中でいろんな意見やら、それからそこに入る人たちも、いろんな形の人に出てもらってやるということで、その中で見つけていってほしいなと思いますが、何せ運転免許証返納するっていう方は、これからどンドンどンドンふえていくと思います。そういうときに、だんだん病院バスはあるけども病院バスが通らないところの人たちが、私たちは行けないんだよねっていう、どうやったら通ったらいいのかな。そしたら介護タクシー頼めばいいでしょっていう世界で、介護タクシーの対象にもならない。そうすると、出かけることもできない。そういう思いから、このデマンドバス、予約制の町内移動の手段の運行ができないのかっていうことだったんです。それをもう一度ちょっと考えていただけたらなと思うんです。

●副議長（大野議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、スクールバスについて私どもでお話ししているのは、いつも運行があるという意味ではありません。ですから、不定期に、例えば登下校以外でもかなりの回数スクールバスとして、社会科見学であるとか土日であれば部活の活動であるとかに使っているという状況ですので、とりあえずこの中で定期的な運行とかそういうことについては難しい。

ただ、全体の中で、今町が考えようとしている中で、デマンド交通の中の一部として、全体の中のスクールバスの一部が可能かどうかというのは、これからの検討になるんじゃないのかなと思います。ですから、今の現状の中では当然その時間帯空いているから、これを太田のほうに走らせてくれないかっていうふうな使い方は、今のスクールバスの使い方をしていっている中では困難であるということであって、全体の交通網考える中的一部分としてスクールバスが8台中何台かが残っている時については、その車両が出ていくことが可能かどうかというのは、これからの検討になるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 よろしくお願ひします。それは、町全体で考えることだと思いますので。

次に、放課後デイなんですけど。実態なのですが。厚岸町内2箇所の事業所で実施していますって言ってます。これは、あみかで行っているところと民間で行っていることでいいんでしょうか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あみかの2階で行っている事業所と、それから釧路に行く途中の国道沿いにある事業所が1箇所。その2箇所でございます。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●4番（石澤議員） 今、待機の子はいないということですが、釧路に、プラットっていうのかな、あそこの事業所の方にちょっとお話を聞いたんですけども、あみかでやっている支援センター放課後デイに行きたいっていう子も中にいるみたいなんですよ。内容とすれば、私たちのほうは集団で保育というかデイをしますと。あみかのほうは個別に養育というのか、療育をしていますと。そういう話でした。それで、その放課後デイで保育所、それから学校、それから支援員っていうこの3者の連絡網っていうか、協議会みたいなものはあるんでしょうか。町も入って。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あの、きちっとした組織として、そういう保育所と学校とそれからその事業所との協議の機関というのは設けておりません。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それぞれのところで、それぞれやっているという形になるようなんですが、いろんな意味で子どもの特徴とか、その子たち、支援が必要な子たちっていうのは、それぞれが全部特徴があって、いろんな形で困り感みたいなのも出てきていると思うんですけども、例えばプラットのほうであみかにある支援センターとの相談する場所があるとか、それからその子たちの状態で、小学校に入っていくときの状態を伝えることができる場所があるとかっていうので、全体で支援をどうするのかっていう話し合う場所が必要だと思うんですが、どうなんでしょうか。それから、もうひとつ、親の会はありますか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっと話をごっちゃになっている部分があると思うんですけども。放課後等児童デイサービスというのは、学校に行っている子どもさんが対象になってます。それが、あみかの2階の支援センターとそれからプラットでございます。そして、就学前の、小学校に就学前の部分というのは、この児童デイサービスではなくて、児童発達支援というところでもって、その名目であみかの2階の発達支援センターのほうで行っています。それは、午前中、基本的には午前中、午後からは学校の子どもさん来ますので、午前中にその子どもさんの支援をしているということでございます。そして、その小学校に上がる段階になりますと、当然学校のほうとの連携というの

は必要になってまいりますので、そこで保育所、それから発達支援センターのところの情報との連携というのは、学校のほうときちんとしているという状況でございます。

それから、親の会という部分では、昨年プラットが中心となって、親の会ができております。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それは、分かっています。質問ちょっと悪かった。保育所から放課後デイに移っていくという形があるんですが、その時に、その子たちの様子はそのまま確かに学校とかに伝えられていくと思うんですが、その中の支援の方法で、今回こういう形でプラットと支援センターで子どもたちを対応を分けているという話が出ていますよね。片っぽは集団でやります。片っぽは個別でやります。集団と個別、その間のその中での話し合いとか連携はできているのかっていうことなんです。保育所の時点では支援センターで療育してもらいますが、その時にあみかのほうでは受け入れてもらえなくてプラットに行ったっていう子もいるようです。その辺は、ちゃんと捉えていますか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あみかの2階と言いますが、場所はあみかの2階でございますけれども、これは障害福祉サービスの事業所としてその児童発達支援センターが事業所として、場所はあみかの2階でやっていますけれども組織としては、別な組織がそういう障害サービスを事業所として実施をしているということでございます。それから、プラットのほうもプラットという事業所が運営をしております。

そこは、それぞれが定員をもって、そういう認可を受けて事業を実施していることになります。その中で、そこは当然その事業所と親御さんの方との協議によってその事業を、お金もかかる話になりますので、その事業を調整をするということになりますので、そこで私どものところでそれをこちらに行ってください、あちらに行ってくださいというような形の調整というのは基本的には、町がそういう振り分けをしているということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それは、分かります。町は場所として、でも一応、児童福祉法で厚岸町にある2箇所の事業所ですからね。福祉課が何にも知らないとか、関わらないということにはならないと思うんです。ですから、それぞれの困っていることとか、そういう人たち一堂に会して話し合う場所とか、そういうものをやっぱりきちっと設けるとか、それから支援をしている人、学校の支援、それから保育所の支援、支援員の人たちと親との間のつながりとか、そういうのを町内全体として町として考えていくん場所も必要なんではないのかなと思うんですが、その辺どうですか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 事業所の運営につきましては、それは当然、事業所の運営方針がありますので、そこでの考え方によるものと思いますので。ただ、子どもさんに関しての、その子どもに対してどういった対応をすべきかというようなところの部分で、個別ごとに関係者が集まって相談をするですとか、そういうような機会は今までも個別にはあったと思いますし、今後でもできると思います。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 ここで、放課後デイのサービス取り組み問題なのですけども、今言っているんですけれども。利用計画を提出して障害給付としての支給決定を行い通所受給者証発行してから利用が開始されることになってますって言ってます。これが、障害給付としての支給決定を行い通所受給証を発行するというのは、町は関係ないんですか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今の受給者証発行するというのは町が発行します。当然町は申請を受けて、その子どもさんの状況、手帳の関係ですとかそういうものと、それから最終的にはこれは給付制度でございますので、その受給者証を発行してそれで利用の限度とかっていうのも決まってくるし、そういう中で事業所と回数ですとか時間ですとかっていうのが調整されてくるっと思いますので、そのサービスを受けるための前段のものは町が行います。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それで、これを申請してくる時に、親のほうからとかいろんな悩みとかも出てくると思うんですよ。その時に、そういういろんな形のつながりを持つような会ができないのかっていうので、親の会が今あるって言いましたけれども、それだけでなく2カ所の事業所をうまく結んで、そしてそれに学校側との連携も結んで、そういう形でこの支援をどうするかっていうのを、厚岸できちっと考える場所がほしいなと思うんですが、研修も含めて。申しわけないんですけど、いろんなところで見せてもらいましたが、支援員の方がやっぱり障害を知らないというのも目につきます。ですから、障害のあり方、私も余り知りません。

でも、障害のあり方をどうするかっていうことはその子の人生を決めることになります。ですから、そういう意味でもどういう形の支援をしていったらいいのか。厚岸町ではどういう形でその子たちを育てていくのかということも含めて。放課後デイでそこまで言うのはきついんですけれども、そういう小さなところから少しづつ積み重ねていく場所が必要なんでないのかなと思って質問しているのですけれども、いかがですか。

●副議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 児童発達支援という部分で、小学校に上がる前の子どもさんが利用の話をあみかのほうに相談にいらっしゃいます。あるいは、そういう事業所に相談をして、手続き的にはうちのほうでということで紹介されてくるというようなケースもあります。それと、それから保育所あるいは幼稚園からその子どもさんの状況によって紹介を受けてくる親御さんもいらっしゃいます。その、学校に行く前の子どもさんの部分についてはそういうところからサービスに発展をしてくるんですけども、その段階で、当然保育所に行けば保育所の情報ですとか、幼稚園であれば幼稚園の情報ですとか、そういったものはお話を親御さんの了解をいただいて、あみかのほうでそれらを受けて、そして実際に支援センターに通うというような状況になった時には、そういった連携をとるようになります。

大きな会を設けて、個別のお話をするということにはなかなか性格上ならないと思います。今度、小学校に行く段階では、小学校との連携の上で小学校に入っていきますので、その小学校のほうで今度児童デイサービスの事業所とのほうでやりとりは当然あると思いますけれども、その中でまた大きな問題が出てくれば、それはあみかのほうにも連絡をいただいて、そこと連携を図ってその子どもさんの方向性を、将来を見据えていくというようなことになると思いますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それぞれの問題ですから全部町がやれっていうのはおかしなことかなと思いますが、やっぱり支援する体制というのは厚岸町できちっとつくってほしいと思います。

次に移ります。就学援助です。厚岸町の就学援助の1.2倍以下なんですけれども、この人たちで、例えば夫婦2人子ども4人の所得というのかな、どのくらいなんですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答えいたします。収入状況ですけれども、いろいろ状況によって一概には言えませんけれど、モデルケースとしまして父母と子ども2人、小学生2人で1.2相当が世帯の収入合算後の給与所得控除額が338万円が1.2相当と。これ以下が対象となるということになります。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 338万円ですね。その中からいろんなものが引かれて生活するということになりますよね。ごめんなさい、338万円が要保護の場合いろんなものがあって338万円ですけれども、その実際総収入ですから、その中から住宅料とかいろんなものを払っていつ

て生活しているということですね。子育てしているということになるんですよね。そういう形ですね。

厚岸の中で、この地域で330万円というのは、今働いている人たちの中で臨時とか非正規がすごく多いですね。そういう人たちの中で、とっても困っているというか、330万円以下ですね。338万円以下ですね。そうすると、そのぎりぎりのラインで何人くらい、駄目だって言われる子って何人くらいいるんですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 先ほどの答弁、ちょっと付け加えさせていただきます。先ほど言ったのは338万円は世帯の収入、お父さんお母さんの収入を合算して給与所得控除後の額でありますので、世帯の収入合計でいくと約490万になります。控除額の額で338万円という形になります。

このぎりぎりで非認定、認定にならなかったという、28年度で申しますと計算式に当てはめまして1.2以上になったケースが2件、1.3が2件でございます。1.5で3件と全部で5件、非該当という形になっております。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 ということは1.5ってすごく大きな数字言ったんですけれども、1.3までぐらいに上げると、こういう子たちも全部網羅することができるということになるんですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） これ、申請ですので実際に、一応毎年学校を通じて各家庭にこの制度のチラシをお配りしております。そこに、対象になるパターンというか、こういうことであれば対象になりますよというものが書かれております。それを見て申請されてきております。ですから、全部の方がぎりぎりの方が申請されているということではなくて、場合によっては1.2以下の方でも出されていない場合も想定はされます。こちらのほうから収入はこの方が該当になるということとは言えませんので、あくまでも申請をしていただいて、そしてこちらのほうで審査をするというかたちになっておりますので、非認定が5人ですけれども、その方が全てではないと。まだまだたくさんおられるのではないかなと考えます。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、きちっと知らせないとは言わないですけども、就学援助がどういうものかっていうことの知識というか、それをやっぱり知らせるということですね。そういうことで助かる家庭もたくさんいるっていうことですね。それなら、1.2でも大丈夫ですよっていうことに、網羅できますよと。1.2以下ですね。1.2は引っかか

るんですか。1.2ちょっと超えただけは駄目だということね。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 1.2未満でございます。未満。今、周知の方法でございますけれども、先ほど申しました毎年チラシを全家庭に配っていることと、あとホームページ、あるいは広報を通じて周知してますし、学校にもその旨そういう家庭があるのであれば積極的に保護者のほうに働きかけるように教育委員会のほうではお願いをしております。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それにしてはこの数字が上がってきていないな。変な意味ですけどもね。児童生徒の中で。全児童生徒数が698人、そのうちの、これは9月1日現在、132人ですが、結構高い数字にはなっています。それで、やっぱり生活が大変になっているんだと思います。

子どもたちの、さっき準要保護の部分で言ってましたけど、生徒会費とかPTA会費とか、クラブ活動費っていうのはやっぱり日々過ごすために必要なものだと思うんですよ。それが、準要保護の中で認められてないということは、やっぱりそこはきちっと町の持ち出しになるかもしれないですけども、子どもたちの学習とか生活、子どもたち生きていくために成長するために必要なものだと思いますので、その辺は準要保護にきちっと国のほうでも出てますから、国は言うだけでお金は出してよこさないですけども、一応措置はしているというような話をしています。

ですから、厚岸の子どもたち、こうやって見たら698人なんですね。中学まで、698人ですよ。そのうちの何人になるんですか、準要保護の子どもっていうのは。その子たちにやっぱり同じようにPTA会費やらそういうものを出してやるというのは大事なことでと思うんですけど。どうですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） おっしゃるように、今年度、要準要保護の対象者が18.9%と。これは、教育長の答弁でもありましたように平成23年度以降で一番高いと説明しましたが、実は平成13年度以降でも一番高い数字になっております。平成19年度に一時期18.5という数字がありましたが、その後17、16というふう一旦下がって最近また上がってきているというような状況であります。おっしゃるように就学援助、大切な制度でありますし、充実できれば一番いいんでしょうけれども、なかなか財源の問題もありますので、今後その辺は検討させていただきたいと。

教育委員会のほうでもいろいろPTA会費の関係調べさせていただきまして、PTA会費は全部の学校で徴収しておりますが、生徒会費とかクラブ活動費については逆にとっている学校が少ない状況になっております。この辺の状況も勘案しながら今後検討していきたいと考えております。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 是非、子どもたちのことですので財政負担、町として財政負担よろしくお願
いしたいと思います。

あと、PTA会費の集め方なんですけれども、言われて一気に集めるようになってと
ても大変だって話を聞いたものですから、どうなんだって聞いたのですけれども。前は
毎月お金を持っていったんですけども、一遍に集めてるっていう話を聞いたものですか
ら、大変になっているのかなと思って、困るというのも聞いたものですから、その辺は
どうなってるのかなと思ったんです。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 申し訳ありません。徴収方法、分割か一括かという調査はして
おりませんでした。大体、少ない学校で2,200円。多い学校で8,000円という学校もあり
ます。多分、これは児童が少ないところはそういう形になっているのかなと考えます。

●副議長（大野議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 無理だっていう声もありますので、どういう形にしても無理のないような集
め方をということで、その辺は知らせてください。

もう時間ないので、学校給食のことなんですけど、給食費のずっと食材を道産が7割に
なっているということなので、いいなと思いながら聞いていました。給食の負担軽減は
考えられないのかってということなのですが、さっきの言ってた212円だからいいではない
かと言いますけれども、1食ですからね。1ヶ月になったら結構な金額ですよ。それが
2人、3人という子どもたちにとってはとっても負担になると思うんですよ。だから、
できれば中身はちゃんとして少し軽減できないのかなと思ったんですけど。食材は道産を
使え、給食負担は少し減らせではおかしいかもしれないのですけれども。できれば、少
しその辺も考えて欲しいなと思います。

北海道の食材を使っているということは、子どもたちの体にとってもいいことだと思
います。それを少しふやしていくとか、国内のものを使うということが、給食だけで子
どもたちは生活しているわけではないのですけれども、やっぱり1食きちっとしたものが
ある。ほかのものが駄目だということではないんですけれども。一つあるということが
子どもたちにとっても大事なことだと思いますので、これからもその給食の食材も含め
て、安心安全なものを使ってほしいなと思います。できれば、少し給食の負担を
減らして、町のほうで少しカバーしてもらえればなと思うのですが、いかがですか。

●副議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教育長の答弁にもありましたように、当然財政負担が伴います

ので、町としては今おっしゃったように安心安全、そしておいしい給食を提供するということで、できるだけ今の給食費を上げないで頑張っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●副議長（大野議員） 時間となりました。

以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時00分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

次に、5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書にしたがって質問をしたいと思います。

1、災害の備えについて(1)大型台風や爆弾低気圧による大雨、暴風による災害の備えとして、町は議会、議員との連携を深め、互いの知恵を出し合い協力して少しでも想定外をなくすべきだと思う。そのための町役場と議会、議員の対応や行動を規定した計画行動を明確にする必要があると思うがどう思うか。

ア、BCP業務継続計画の策定をする考えはないか。イ、議会中に起きうる災害に備えた理事者と議員の同時防災訓練の実施をすべきと思うがする考えはないか。ウ、議会中の災害に備えて、安全確保のため折りたたみヘルメットの用意をする考えはないか。エ、避難所の運営や対応について、女性の意見を大いに聞くべきと提案したが、その後どうなっているのか。

2、町民の足、タクシーについて(1)20時以降のタクシーの運行をしなくなったことで、町の経済はどうなっていくのか。ア、外来船の船員の移動手段は今後どう対応していけばいいのか。イ、観光客の人口交流の増加に力を入れて経済効果を押し上げていこうといろいろ取り組んでいる中での今回の出来事です。人の移動がなくなると町の活性がなくなるのは当然である。また、町民も出るのが控えめになりがちになる。人の動きをとめることは、町の経済にも大きな損失になることについてどうとらえているのか。また、町はどうすべきと考えているのか。ウ、タクシーの代わりに人の送迎などを行っている他町村の事例はないのか。町はそのやり方を取り入れようとはしないのか。

以上であります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、災害の備えについてのうち、はじめに大型台風や爆弾低気圧による大雨、

暴風による災害の備えとして、町役場と議会、議員の対応や行動を規定したBCP業務継続計画を策定する考えはないか、についてであります。業務継続計画とは災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画とされております。

つまり、地震等による大規模災害が派生した際、地方公共団体は災害応急対策や災害からの復旧、復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない業務を抱えているため、災害時に地方公共団体みずからが主催し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、あらかじめ策定しておくべき計画であります。

また、内閣府からは市町村が業務継続計画を策定するに当たって、参考となる手引きが示されており、ことし2月には近年の災害事例等を踏まえ、対象とする災害を従前の地震、津波のみならず、自然災害一般に拡大するなどの見直しがされるとともに、各地方公共団体の実情に応じて、本庁舎が最も被害を受ける災害と、本庁舎の被害は少ないが出先機関等を含め地域全体が被害を受ける災害を想定して、策定することが望ましいとされたところであります。

本町では、下水道など個別の業務継続計画を策定しているものの、総合的な業務継続計画が未策定となっているため、私から担当課には地震、津波だけではなく、近年多発している大雨や暴風などの自然災害一般を想定した計画を早期に策定するよう指示しているところであります。

しかし、災害時においては災害対応に実質かつ主体的に当たるのが行政であり、議会は主体的な役割を果たすわけではなく、議事、議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であると考えます。当然、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有をしたいとする協力、連携体制を整え、災害対応に当たる必要があると思っておりますが、このようにお互いの役割に明らかな違いがある以上、それぞれが必要に応じて計画を策定すべきものと考えます。

次に、議会中に起き得る災害に備えた理事者と議員の同時防災訓練を実施する考えはないか、についてであります。前段でも申し上げたとおり災害時における行政と議会、職員と議員の役割に違いがありますので、現時点では訓練を同時に行う考えがないことをご理解願います。

次に、議会中の災害に備えて安全確保のため折りたたみヘルメットの用意をする考えはないかについてであります。ことしを含めて想定外の自然災害が頻発している現在、役場庁舎が災害によっておきな被害に遭うか予測できない状況下にあると思っております。また、議会中に役場庁舎が崩れるような被害に遭った場合、議員席の下に隠れることは困難であると思っておりますので、議会からの要請があった場合には改めて検討をさせていただきたいと思っております。

次に、避難所の運営や対応について、女性の意見を大いに聞くべきと提案したが、その後どうなっているのかについてであります。この間直接に女性の意見を聞く機会は設けておりませんが、ご質問者の提案を受けて女性用にプライバシーを保護するための

パーティーション、乳幼児の紙おむつやおしりふき、粉ミルク、生理用品といった備蓄品を整備いたしました。また、昨年から太田活性化施設で行っている相互防災訓練では避難所を運営する委員に女性を含めるといった取り組みを行っているところであります。

2点目の、町民の足タクシーについて、20時以降のタクシー運行をしなくなったことで町の経済はどうなっていくのかのうち、初めに外来船、他町村の船員の移動手段は今後どう対応していけばいいのか、町はこの状況をどう捉えているのか、についてであります。現在厚岸漁港を利用している外来漁船は、主にサンマ棒受網漁船とイカ釣り漁船であります。

厚岸町では厚岸漁業協同組合や厚岸水産物買い受人組合などの関係機関で構成する厚岸町水産業対策協議会において、外来船の誘致策として、外来漁船員に入港記念品の贈呈や入浴利用券、ハイヤー助成券の発行を行っており好評を得ているところであります。外来漁船員の利便性の向上目的に厚岸町水産業対策協議会が発行しているハイヤー助成券は入浴や食事、買い物等の際に利用されている実態から、20時以降の運行がなくなったことにより、外来漁船員の移動にとって影響があると考えており、早急に厚岸町水産業対策協議会で対応策の検討をしたいと思っております。

次に、20時以降のタクシー運行がなくなったことによる観光と経済についてですが、厚岸町で運行しているハイヤーとしてお答えいたします。20時以降で観光客がハイヤーを利用すると思われるのがJR厚岸駅から宿泊施設までの利用と、宿泊者が町内の飲食店を利用する場合は想定されます。この対応が現状としてどうなっているのか聞き取り調査を行った結果、20時以降にJR厚岸駅に到着するお客さんがいる場合は、宿泊施設側で自前の車両で迎え入れるサービスをしており、また町内の飲食店の利用はお客さんが徒歩で行ける範囲で選択しておりますが、遠方の飲食店を希望される場合は二つの施設で送迎サービスを行っております。

こうした状況の中では最大限、各宿泊施設の営業努力によって顧客サービスを展開し、その結果として町内に宿泊する観光客による経済効果をほぼ維持しているものと考えております。また、町民による20時以降の飲食店利用などへの影響であります。従前から飲食店業者のハイヤー利用は家族や知人の送迎や、飲食店利用者自体の減少などがあって少なくなってきた現状にあったようです。一方で、飲食店によっては20時以降の送迎サービスを拡充して顧客獲得のチャンスと捉える動きがあります。

ハイヤー会社が営業時間短縮とした理由は、運転手の退職に伴う募集をしたが応募者がなかったことと、利用者が少ない夜間は営業上赤字となり、継続困難に至ったとのことであり、厚岸町商工会、厚岸町商工会飲食業部会などにおいて、飲食店利用者の移動手段対応についての協議、検討をしており、その推移を見守っていきたいと考えております。

次に、タクシーのかわりに人の送迎などを行っている他町村の事例はないのか、町はそのあり方を取り入れようとしめないのかについてですが、まず前段の他市町村の事例についてですが、夜間に市町村が公共交通としてハイヤーの代替輸送を行っている事例としては少なく、デマンドタクシー等で代替輸送を行っている場合において、そのほとんどが午後4時から午後7時頃まで、遅くても午後8時程度までの営業時間となっており、運行方法は運行時間、運行場所が定められた運行方法となっているようでありま

す。

事例としては、福島県いわき市において公共交通が空白の時間帯となる夜間の時間帯において主に帰宅のため最寄りの駅から住宅地までのデマンドバスの運行を行っている事例があり、導入当初は平日月曜日から金曜日までの午後10時30分から午前0時30分の間、3便の運行しておりましたが、利用者の少なさから現在は金曜日のみの運行となっております。また、道内ではニセコ町のデマンド交通の実証運行試験として、観光客、町民の飲食店利用や帰宅のため、夜間にデマンド運行を実施した例がありますが、実証運行試験のみで、実際のデマンド運行実施については午前8時から午後7時までの運行となっております。

次に、後段の町はそのやり方を取り入れようとはしないのかについてであります。代替策として、市町村がタクシー会社等に委託して実施する公共交通としての乗り合いタクシーが考えられますが、事前の予約制やほかの人との乗り合わせなど、通常のハイヤー事業とは異なる形態となります。また、乗り合いタクシーを実施する場合には、関係機関、事業者、町民、町が一体となり、公共交通に関する検討を行う地域公共交通活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を設置し、この中で地域の公共交通のあり方についての調査、検討、さらには計画の策定を行った上で、実証試験などを得て事業の実施となります。

今後、町においては、他の公共交通機関の状況も踏まえ、地域全体の公共交通のあり方について、引き続き研究、検討を進めるとともに、さきに申し上げた地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を新たに設置し、地域の公共交通のあり方についての調査、検討、さらには計画の策定を行い、地域の状況にあった交通手段の選択など、今後の地域公共交通の体制づくりを行っていくこととしており、この中で実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、このタクシーのほうから進めていきたいと思っております。縷々説明があつたのですけれども、まずこのタクシーの問題は、8時以降のタクシーの運行をしなくなったということが1番の町民が騒がれた原因の一つであります。

そこで、20時以降のタクシーの運転手さんがいないと、それからやめた理由としては営業の赤字ということだったんですけれども、タクシー会社のほうからこの8時以降の運行をすることによっての赤字の額というのは、町側としては聞いたのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 先日の町長の答弁にもありましたように、運行をやめるという通告だけで、町のほうからは赤字額等についてはお聞きはしていない状況でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 あ、運転手がないということになると、これは人的な要因ということで、でき得る可能性がある。しかし、運行するたびに赤字の金額については、多額な赤字だと経営は全くの困難となるわけですね。

やはり、運行しない理由の赤字に対しての額が少なければ、何らかの手当で、額に対してそれに対しての役場が直接何らかの形で補助するということになれば、この問題は簡単に済む話なんですよ。また、補助額が多額なものでなければ、例えば厚岸商店会、湖北商店会、商工会を通じて、どの程度の補填をしたらいいのかっていう計画性が成り立っていくのですけれども、その金額がはっきりしていないということであれば、次に進む方策がとれないということで、まずはここは、昨日から今日にかけてたくさん議員の方がいろいろ話、質問されて、いろいろな答弁の中で委員会を立ち上げるとかいろいろなことがありました。

が、しかし、そこに触れていかないと、ことが前に進んでいかないと思うんですよ。その部分をしっかりと検証してもらいたいと思うのですがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

赤字部分を町が何らかの方法、または、商工会、商店会との関係の中で補ったらどうかというご意見であります。実はこの会社については町もいろいろとお世話になっております。というのは、委託事業をお願いをいたしておるわけでありまして、それなりに、町費をもってお願いをいたしておるわけでございまして、ハイヤーについて町がそれに赤字部分を補うというのは、現在の中では考えておらないわけでありまして。この点についてはご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 その補助について厚岸町としてはできないというのは、その町長の個人的な考えなのか。それとも、法律上無理なのか。どちらなんですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私は町長であります。厚岸町の代表的な責任者であります。私の発言は極めて重い発言でありますことを、ご理解をいただきたいと思っております。

さらにはまた、今回のハイヤーの8時以後の停止の問題については、まず募集しても人が来ない。これが一時的な大きな課題でもあるわけでございまして。この点もご承知をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 これは、当事者でないから分からないのですけれども、この継続的に運行ができなくなったというのは、確かにその説明の中にあつた人員を配置できないということでもありますけれども、これはどの程度の規模で、例えば町内だけだったのか、それとも管内含めてやられたのか。今現在、タクシーの運転手の中で釧路市内から直接通つて、タクシーの運転手の業を、厚岸町さくらハイヤーに勤務してやっている方もおります。そういった人たちもいるということは、管内含めての希望者がいるかどうか。そういう人たちをどういった形で募集したのかっていうことは、我々については一切何も知らされていないわけですよ。ですから、そういった募集したけどいなかったというのは簡単な話なのか、数年間にわたってやってきた、それでもいなかった。そして、各地方にも連絡したけどそれでもいなかったと。要はその、経過的なもの内容説明というのが全くないわけですよ。そういったことも、いろいろ検索する必要があるんじゃないかと思ひます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 民間事業者に対しましての募集の方法等々については、厚岸町としてはご承知をしているわけではありません。

ただ、定年退職の折、募集を改めてしたけれども募集が来なかったというわけでございまして、たしかに私もその会社についての釧路からの運転手もいるということは、ご承知をいたしておるわけでもあります。そういう厳しい実態であるということも私も、承知をいたしている次第であります。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 もう一つですね、そういった事情であるということは大変厳しい状況であるということの結果として、こういうふうになったということでもありますけれども、町民の足の一つの中で、今まで町民の中から一番心配される意見の中で出たのは、救急車を呼ぶということが大変おこがましい、遠慮してタクシーを夜呼んで病院に行くという事例も多々あつたと、利用した方からも聞きました。

ただ単に、観光客のためにと、それから町の経済のための飲食に行くとかいうことも大切なことではありますけれども、この中で町民が心配する救急車をどんどんどんどん呼んでということを抑えろみたいな、そういう話を出ている中で、救急車を利用することが遠慮される方がいると。今度はそういったタクシーを8時以降利用できない中で、救急車を利用することが逆に今度はふえてくる形になってくると思ひます。

そういったことも懸念されるということは、やはり町側も何らかの形で考えていかなきゃならない。確かに、町長もこのタクシーのことについては、今年度中に早急に考えていきたいというお話もありました。私もこれ以上、やる気はこの部分ではないんですけれども、ただひとつ懸念があるのは、ここの部分だと思ひます。そういった部分を視野に入れながら検討されていくようお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今の質問の中で、救急車に対して利用を控えるようにというような質問があったわけでありますが、そういうことであってはならないわけであります。

●竹田議員 タクシーを控えるようにという質問をしたわけじゃないんです。町民がそういう気持ちになっているので、逆にタクシーをなくなったから、救急車を使うなということ町側から言えと言うことを言ってるんじゃない。

●議長（佐藤議員） 今まで、タクシー呼ぶのは申しわけないと。だからタクシーがあったからタクシー呼んで行ったと。今度はタクシーがなくなるから、救急車を利用、緊急の場合。という形でふえるのではないかということなんですよね。

町長。

●町長（若狭町長） 改めて、答弁をさせていただきます。救急車は命にかかわる重要な自動車でございます。そういう面では、利用については、それぞれ考え方がありますが、どうか控えるとかそういう気持ちにならないで利用していただければと。それが役割であると私は考えているわけでありまして、それをタクシーが代用して使うという方も今いるということではありますが、そういう方については命に関わる問題でありますので、救急車を呼んでいただければ、これまた自分の問題でもありますので、ひとつこの点、8時以後の問題としてひとつ提起されたと思いますが救急車で利用いただければと斯様に思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 その辺もよろしくお願ひしたいと思います。それから、災害の備えについてということで、それぞれが必要に応じて計画をすべきと考えますということなので、これについては策定の計画をして進めていっていただけるものと認識をしてよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町長がお答えしているとおり、町としてこれはもう今、町長から指示をされているわけではなくて、以前から指示をされている部分であります。

これまではどちらかというと震災、津波を含めた震災の対応ということでの業務継続計画が、これまで国のほうから言われておりましたけれども、町長の答弁にもありまして、ここ最近の大雨、暴風といった想定外のそういった自然災害があることから、国からも全ての災害を想定した中での業務継続計画の策定ということで、ここ最近になって変わってきている部分もありますから、全ての災害、これらを想定した中で、町としてこの業務継続計画を早期に策定をすべく進めてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 自治体の行政組織には防災計画の策定をはじめ、住民の救助、復旧といった災害への対応が法的に義務づけられていると。一方、地方議会は災害時の役割についての法的な定めはないということで、法的な定めがある役場と法的定めのない議会ということで、この格差は非常に大きいわけなのですけれども、この辺をどういった対応策でお互いの利害を含めて、利害関係を含めてどういった対応をとっていったらいいのか。議会の役割、それから議会の負担、それから災害時の発生時のマニュアルづくりですね、そういったものというのは非常に細かく策定していかなきゃならないと思うんですが。この策定の時期、それからいつ頃までに策定しようと思っているのか、その辺の中身を聞きたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これまでの震災対策ということだけではなくて、自然災害、大雨、暴風これらも含めた中での全般的な業務継続計画を策定するということになる、得てして危機対策の担当課である部署だけでつくってしまうことが、これまでは多かった。そのことによって、いろいろなその中身で欠陥が見られる場合もあるということで、国からは全町的な体制の中でこれを定めるべきと言われていたところでありまして、全町的な体制の中でこれを定めるとなると、ある一定の期間は必要になると思いますけれども、いずれにしても町長から指示もいただいております。また、このたびの議会でもこういった指摘がございましたので、早期に策定をすべく進めるということで、いつまでということとはなかなか言いにくい部分ありますけれども、できる限り早急に策定をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 これに関連して、総務産業常任委員会、議会議員協議会もあります。その都度進めていっている内容等についての報告をしていただきたい。また、議会側からの意見も聴取していただきたい。その旨をお伝えしたいと思うのですけれども、それらについてはそういう認識っていうんですかね。それも踏まえてやろうとしているのか、そこを確認しておきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この業務継続計画、最近では重要性を増しておりますので、当然その策定の案、草案、原案、これら議会のほうにもお示しをさせていただいた上で策定をしたい。

ただし、この議会と行政の役割は違いますので、その業務継続計画の中に議会として

の役割、議員としての役割を含めるということはかなり難しいかと思しますので、議会は議会としてのこのBCPを定めるに当たっては、議会の中でのご検討をいただければと思います。

●佐藤議員 5番、竹田議員。

●5番（竹田議員） そのように進めていくよう、よろしくをお願いします。

この提案をしようと思ってた昼休みですね、ちょっと議長のほうから余談の話があったんですが、とても大事な話だったので、そこもちょっと聞いておきたいなと思ったのですけれども。

議員というのは町職員と違って、議員側は公務災害ということが仕事上の時間内は、拘束されている場合は公務災害はあるのですけれども、例えば今言った災害に備える地方議会ということで、何かに取り組んでいる部分については、公務の災害にあたらぬという部分は非常に多いというふうに聞きました。

こういった部分をどういうふうにしていったらいいのかということも不安の材料になっている。ましてや災害の現場に直接見に行ったり、何だりするということは、その時に総務産業常任委員会として受けて行くっていうことは、たしかにその部分とは公務にはあるのですけれども、それを外れて個人的に行った時には公務の災害にならないとか、なるとかっていう一定の約束事があるみたいなんです。これらも進めていくことによつての議員としての不安材料にもひとつなりかねない部分がありますので、こういった部分もどのような形で進めていったらいいのか、そこも含めてやっていただければと思います。お願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 公務災害の関係でありますけれども、議員の皆さんは公務災害補償組合に全員加入をされていて、議会活動として行われる業務については公務災害の対象になると認識をしておりますが、その個々具体の事例によって公務災害補償組合でそれを公務災害として認めるかどうかということは、個別の事案で裁定されると認識をしておりますが、個別具体のどういうことが想定されるのかというようなことと合わせて保証組合等とやりとりをして、こういう場合はどうだ、ああだとう相談の仲介役になることはできるかなと思います。

それで、今、総務課長のほうからもご答弁を申し上げましたけれども、竹田議員もよくご存じのようで、議会議員とそれから執行者側の立場の違い、義務的な問題、それから命令権の及ぶ範囲は違います。それで、全国ではこのBCPの策定をしている議会、議会が議会活動の中で、その自治体の議長を先頭にして議会議員の皆さんで策定委員会なるものを組織をして、そしてそのBCPの計画を策定しているという自治体もあるというふうに聞いておりますので、その辺は議会の議員の皆さんの中でよく議論をしていただきたいと思います。我々に課せられた部分につきましては、今、総務課長が申し上げたとおり早急に、できるだけ早急に計画の策定をしてまいりたいと、そのように考え

ております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 このことについては、議会が先に動くべきか町側にこの策定を急いでもらうのか、悩んだ結果、町議としてまずは、役場のほうでこの計画をなされて動くという実態が分かった後に議員協議会、議長を通じて、総務産業常任委員会になるのかその辺は含めて次の段階に移っていこうと思ってました。

その計画の一つとして、厚岸町議会BCPのイメージというのを私が考え作りました。災害が起きた時には一週間以内の形で人命救助しなければ死亡率が100%といわれるのは皆さんご存じだと思います。その一週間以内にきちっとした立ち上げを作ったルール通りに動かないと人命救助すらもできないと。そして、議員の安否の確認、情報収集、議会災害対策会議を設置し、議員は災害対策会議からの参集指示があるまで地域の救援活動などあたると。これが初期行動。中期行動は3日から7日以内にやるべきことが災害情報の収集、把握、共有と。議員は災害対策会議からの参集指示があれば速やかに参集し、議員活動に専念すると。それから、7日から1ヶ月の間に後期活動として、議会機能の早期復旧と本会議を開催した復旧復興予算などを審議するという、こういうこのあちこちの議会で作っている参考マニュアルです。こういうのを参考に、議員は議員同士で進めていくようお願いをこれからしていくつもりでもいました。そのための参考のイメージをつくらせてもらったわけですがけれども、そういった形で進めていきます。縷々ありましたけれども、そういった形で是非お願いしていきたいなと思ってます。

それから、議会中での避難訓練は今のところやる気はないというふうに、行う考えがないとありますけれども、これも策定している中で必要な事項になるかもしれないというふうに私は思っています。まず、その災害が起きたときに、この天井が崩れてきたり、そういった場合にまず私たちはその理事者も含めて最低限ヘルメットは必要であろうと考えています。全然要らないんだと。頭に何が当たっても怪我もしないんだということにはならないと思います。それも含めて避難訓練の計画も考えていってほしいと思いますし、また、議会側からの要請があれば改めて検討させていただきたいということもありましたので。これも議会の中で、議員協議会などで検討して要望していきたいと思っておりますので、そういうことでよろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、竹田議員のほうから、議会としてもBCPをつくりたいと。議会でお話をさせていただきたいということでございまして、大変私うれしく思います。なぜかといいますと、やはり行政側のほうは、場合によっては対策本部を設置をいたすわけでありまして。

しかしながら、状況等を全て把握できるかといいますと、なかなか難しい点もあるわけでありまして。やはり、BCPをつくることによってお互いに共有する点も出てくるわけでありまして。それは情報の伝達等でありまして。そういう意味においては、私は議会側

にそういう声が出たということは、大変うれしく、全国的にも今各地方議会目指しているようであります。その先駆的な役割をぜひ厚岸町議会もしていただきたい。このように考えておりますので、よろしく願いをさせていただきます。

また、ヘルメットの関係であります。第1回目の質問で既に答えているわけですが、大津市議会、防災訓練をしたそうであります。ところが、このような机の下に隠れようとしたら隠れられなかったと。それを一つの事例としてヘルメットを用意しなければならないと。折りたたみのですね。というような事例もあるようであります。厚岸町議会の場合はどうでしょうか。入られなかったのかな。そういうこともありますので、ぜひ議会としてそういう問題に対しまして、いろいろとまた議論していただいて、行政側に要望いただければと、このように考えておりますので、お互いにやはり身を大事にするということはもちろんであります。地域住民の生命と財産を守るというお互いの使命があるわけでありますので、どうかBCPをお互いに作成していただいて、ともに安全・安心なまちづくりに貢献いただければと、このように考えておりますのでよろしく願いをいたしたいと存じます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました8人の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、議案第65号教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第65号 教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

なお、議案の説明のない、このたび任命する教育長について改めてご説明申し上げます。

まず、厚岸町議会に教育長の任命に対する同意を求める議案を提出するのはこれが初めてであります。これまでの教育長の任命は初めに議会において、教育委員会委員としての任命の同意をいただいた後、教育委員会において教育長が選任されておりましたが平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、これまでの教育委員会委員長と教育長を一本化したいいわゆる新教育長を任命することとする改正がされました。

また、あわせて同法ではこのいわゆる新教育長の任命は現教育長の教育委員会委員としての任期が満了するまでは現教育長として在職するものとされていたところであり、このたび現教育長の教育委員会委員としての任期が10月27日をもって満了することから、改正後の同法に基づき本議案を提出するものであります。

なお、職等の区分については新教育長はこれまでの常勤の一般職から常勤の特別職に、任期については4年から3年になりますのでご承知願いたいと思います。

それでは、提案内容についてご説明いたします。

先ほど申し上げたとおり、本年10月27日をもって教育委員会委員として4期目の任期が満了する富沢泰教育長から今期で退任したいとの意向が示されました。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育行政に関し執権を有する次の方をいわゆる新教育委員会制度に基づく教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書12ページをごらん願います。

住所、厚岸群厚岸町梅香2丁目152番地。

氏名、酒井裕之。

生年月日、昭和31年4月17日。

性別、男。

職業、地方公務員であります。

酒井氏の学歴、職歴については次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

また、任期は同法第5条第1項の規定により、本年10月28日から平成31年10月27日までの3年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） この後、広報委員会がございますので、少し早いのですが休憩させていただきます。

再開は午後3時30分といたします。

午後2時52分休憩

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第 4、議案第66号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第66号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、現教育長を含めて5人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち平良木宣之委員の任期が本年10月22日をもって満了いたします。つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の新選挙権を有し、人格が高潔で教育、学術及び文化について執権を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書14ページをごらん願います。

住所、厚岸郡厚岸町真栄1丁目53番地。

氏名、平良木宣之。

生年月日、昭和36年2月3日。

性別、男。

職業、会社役員であります。

また、平良木氏の学歴、職歴については次のページに記載しておりますので、参考に供してください。なお、任期は当法第5条第1項の規定により、本年10月23日から平成32年10月22日までの4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いをいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第67号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第67号 辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案内容を申し上げます。

苫多辺地については、平成26年第2回定例会において議決をいただき、現在平成26年度から30年度までを計画期間とする総合整備計画を有しております。

しかし、苫多道路整備事業において、全体事業所を精査したところ現計画では不足が生じること、さらに財源とする社会資本整備総合交付金が見込より減額され、その不足分を辺地対策事業債の増額で対応せざる得なくなったほか、事業料にも変更が生じたことから計画変更が必要となったものであります。

なお、本件につきましては、平成28年8月15日付をもって北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく本定例会に提出するものであります。

議案書17ページをごらんください。苫多辺地であります。変更となるものは、2、公共的施設の整備を必要とする事情のうち苫多道路、法面对策工の工事面積並びに3、公共的施設の整備計画の表のうち、苫多道路整備事業における事業費、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額であります。工事面積については3,100平方メートルを1,872平方メートル。事業費については、7,403万円を9,934万5,000円に。財源内訳の特定財源については、4,797万1,000円を2,561万円に。一般財源については、2,605万9,000円を7,373万5,000円に。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については、2,600万円を7,040万円にし、これに伴い合計額の金額を変更するものであります。

なお、3、公共的施設の整備計画の表については、変更後の金額をカッコ書きしております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第68号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第68号 財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在、特別養護老人ホーム心和園の入所施設では、多床室に50台、ユニット型個室に18台、短期入所施設に20台、合計で88台の特殊寝台がございます。このうち、平成8年及び平成10年に購入しました多床室分の20台と短期入所施設分の2台は電動により背中が起き上がり、高さ調節ができる整備のものでありますが、購入後それぞれ20年、18年が経過したことにより、故障も多く、モーター等の部品も製造されていない状況にります。また、マットレスについても経年により、高質化しており床ずれ予防効果が低下している状況のため、今般、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、22台分の特殊寝台、ベッド柵、マットレスを更新するものであります。この財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書18ページをお開き願います。

内容でございますが1として財産の種類は物品であります。

2として名称及び数量は、特殊寝台22台、ベッド柵1式22組、マットレス22枚であります。

3として契約の方法は、地方自治法施工例第167条第3項による指名競争入札であります。

4として取得価格は、金945万6,480円であります。

5として契約の相手方は、厚岸町真栄1丁目155番地。有限会社サンケイであります。

次の19ページをお開きください。

なお、参考としてお手元に議案第68号参考資料として、特殊寝台等の概要図面を配付しておりますので参考に供していただきたいと存じます。

それでは、19ページ参考でございます。

1として、特殊寝台等の規格概要であります。

(1)特殊寝台、最低昇降258ミリメートル、最高昇降603ミリメートル。外形寸法、幅922ミリメートル、長さ2,106ミリメートル。サンモーター電動で背上げの角度がゼロから最大72度、膝上げの角度がゼロから最大45度で、寝台の上下動作が可能です。四輪キャスター付きです。

(2)ベッド柵、アとしてスイングアーム介助バー、ゼロから135度で多段階でロックが

できます。イとしてサイドレールは2本組みで高さ460ミリメートル。

(3)マットレス、幅850ミリメートル、厚さ120ミリメートル。防水、抗菌、難燃、耐薬品、伸縮性、体圧分散性を有するものであります。

2として、納入期日でございますが平成28年11月15日でございます。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、8月30日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

また、この特殊寝台等の整備につきましては、昨年度にも10台購入しており、3カ年実施計画において次年度にも16台の更新を予定しているものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜ります。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 本案は、財源が議案第60号 一般会計補正予算と関連しておりますので、ここまで広がることを議長お許しをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

私は、特殊寝台、ベッド柵1式、マットレス、おのおの22台の不足につきましては3カ年計画にも計上されておりますし、購入するものには異議はございません。ですけれども、理解できない部分がありますのでお尋ねをさせていただきます。

予算執行に当たり、当初予算計上より補正予算の21ページですか、補正予算21ページに、3款1項4目老人福祉費社会福祉係の関係で、心和園備品整備事業で23万の計上がございます。このことは今回の備品購入に関連して発生していると理解をさせていただきましたので、改めてお伺いをさせていただきます。

はじめに、今回の備品は心和園のほうに納入をされるということだと思えます。ですから、今回の購入に当たっての一連の予算づくり、それから入札の執行に当たって、心和園とあみかとのほうの関連はどうなっているのでしょうか。備品だから、町の備品ですから、私は町が全部しきっていると理解をしているんですが、あみかとの関係について、まずお尋ねをさせていただきます。

次に、せっかく資料をいただきました。この資料を説明聞けば今回の数字のこの補正予算に連動する数字を理解して分かるのかな、という思いでさせていただきましたので、せっかく資料要求をしておりますので、この資料要求の資料の説明を求めます。そして、その上で私が試算した関係では予算作成時、見積もりを取り寄せて予算を計上なさったと思うんです。当初予算のときですね。その金額、当初予算のときの数字とその予定価格設定しておるんですけれども、通常であれば当初予算を計上するときに当然その数字が基本になって予定価格というものは設定されると思うんですよ。

ですけれども、このいただいた指名競争入札の結果、924万という、税抜きなんですよ、この数字が。まあ、入札が税抜きだから当然こういう書き方するんでしょうけれども、予算書は全部税込みなんですよ。それで、随分けさまで分かりませんでした。税込みでは997万9,200円になりますよ。ちょっと不親切だなと思えます。予算書も全部税

込みできているのに、この入札結果は入札の数字がそうだからあれかもしれないけど、税込みの数字がここには1個も記載されていない。この辺は今後の資料の提出するときには入札そのものは税込みだから別途書いてくれればすぐ分かったんですけども、この924万にすっかり惑わされましたので、今後はやっぱりせつかく結果発表、入札は税抜きでやるんでしょうけれども、僕らは税込みの数字で判断するわけですから、参考までに書いててくれればありがたいなと思います。

そうした関係で、なぜ算出根拠が変わったのか、この辺の背景について、当初予算の算出、根拠、それから予定価格の設定に至った関係についても、初めは数字の説明だけでいいですから、なぜ当初予算の計上のときの根拠と、それから予定価格決定のときの数字が違います。経緯について説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず、心和園との関係ということでございます。心和園には指定管理ということで、心和園に管理運営をお願いしておりますけれども、そこにつきましては施設それから備品を活用して運営をしていただくとなっております。

このうちのベッドに関しましては、昨年から老朽化が激しいと。それからキャスターが付いていないものもあって、移動をすることもできない部分もあるということのお話を昨年から話をしております。3カ年の要望にあわせて心和園と協議をしていたなかで、50台のベッド、48台、失礼しました。48台のベッドが更新が必要だという要望を心和園側からいただきまして、そしてそこで3カ年の実施計画に要望をして掲載をさせていただいたということでございます。その上で、平成27年に12月の段階でその10台分を前倒しで予算の確保をいただきまして、27年に10台を購入させていただいて、28年度に22台分と予算要求をさせていただいたということでございます。

それで、要求資料ということで資料の説明をさせていただきますけれども、まず予算との関係でございますけれども、下段のほうにある参考補正予算という欄がございますけれども、ここで予算の概要を説明させていただきます。備品購入ということで、その下に特殊寝台、それから床頭台、合計というふうにしております。当初予算では、特殊寝台分として906万5,000円の予算、これが22台分でございます。それから、床頭台分として226万8,000円。これは50台分の床頭台ですけれども、この予算を当初予算に計上させていただいております。あの、備品購入費としましては合わせて1,133万3,000円という合計の予算額となっております。

それで、この②番目の流用後予算というのが今回予算が不足するものですから、この不足する分について流用をさせていただいて、予定価格とさせていただいた金額でございます。これが、特殊寝台は997万9,200円、床頭台は226万8,000円。そして、③で執行をした結果、特殊寝台が945万6,480円、最終的にはその差引をしまして39万1,480円が不足になると、不足というかここでは流用額の②から引っ張っていますので39万1,480円が余ることになっております。そして、床頭台が執行額が210万6,000円となりましたので、16万2,000円が余ります。これを、合わせて合計が22万9,480円。これを今回補正額として1,000円単位になりますので23万円ということで、補正予算をお願いをしていくという内

容でございます。

それで、この上のほうの欄になりますけれども、合計の欄でございます。合計の欄で左側のほうが平成27年度の補正予算と10台分の購入をした結果でございます。27年度1月に入札の実績というところの税込みの欄451万4,400円、これが10台分を購入したときの金額でございます。1台にしますと、その上に小さい字で単価書いてありますけれども、45万1,440円。これが1台当たりの単価となります。

それで、今度その右側のほうに移っていただきまして、平成28年度当初予算の合計欄でございますけれども、税込みの欄で906万4,440円。これを当初予算に要望をさせていただいております、906万5,000円が予算額として予算として議決をいただいております。

それで、この金額をもって今回、防衛局に、これ防衛調整交付金の事業でございますので、防衛局に協議をする段階で町内業者から最終的に見積もりを、参考見積もりをいただいた結果、その金額では予算額では不足をするということが判明をしまして、それで、その分につきまして流用の処理をさせていただきまして、この流用後予算額という金額が、5社から参考見積もりをいただいた金額の最低の業者の価格でございます。その金額を流用額とさせていただきまして、これをもって997万9,200円、これを税込みの予定の価格となっております。それで、執行をした結果が1番右側にある945万6,480円。これが、今回、議決をいたどうかとする議案の金額でございます。

以上でございます。

- 議長（佐藤議員） 答弁漏れだって。
休憩します。

午後 3 時55分休憩

午後 3 時56分再開

- 議長（佐藤議員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） この当初予算の見積もりでございますけれども、これにつきましては、先ほど心和園との協議でもって要望を受けた上で、この金額を設定させていただいておりますけれども、実は心和園側で町外の医療機器業者のほうからとった見積もりをこの資料としていただいております、その金額でもって3カ年要望、それから予算要望ということで、その金額を要望してということでございます。その金額が、単価で1台41万2,020円。ということで22台分で906万4,440円という見積もりになりました、これをその予算額としているということでございます。

この予算額をもって、通常であれば予定価格ということにさせていただくんでございますけれども、防衛調整交付金を申請が必要になります。そこで、その申請をする前に参考見積もりをその町外の業者5社からいただいたところ、この予算額では不足をする

という状況になった状況でございます。それで、その分ではやむなくその流用の処理ができないのかということをお願いをしまして、手続きを、流用処理の手続きをとっていただきて執行に結びつけたということでございます。

それで、そのこの今回に何とか間に合わせたいということで進めさせていただきましたのは、本来であれば予算額が足りないということであれば、今回補正予算をお願いをしまして、その後に防衛局のほうの申請を行って、入札執行と結びつけていければ、本来の姿だと思います。

ただ、今回のその時期、今回の議会の、どうしても900万を超える金額ですので、議会の議決をいただければならないということからすると、その次の議会、12月の議会に議決となってしまいますと、その納期の問題が出てまいります。それから、その前の早くということになれば、臨時会のお願いもしなければならないというようなこともございまして、今回の議会でもってなんとか契約の議決をいただける、財産の取得の議決をいただけるようにさせていただきたいということで、ちょっと予算の面で確かに配慮が足りない部分もあったかと思えますけれども、そういうような事情がございまして、今回、流用処理の上で進めさせていただいたという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 最初にですね、心和園との関係を伺ったんですけど、そうしますとこの関係で、連絡として向こうにあれですけども、入札関係の業務について聞いたんですけど、僕は入札も予算取りも全てあみかのほうでやっていると理解したけど、今の答弁ですと最初の見積もりは心和園のほうである程度、釧路の業者からとったと、こういうことで認識をさせていただきました。

そうしますと、非常にびっくりしたんです。私も。その当初予算、906万5,000円。その再度見積もり、その実際に防衛の、通常入札する前建設関係なんかでも実質設計する場合にこんなに大きく誤差はでないんですよ。今回、906万5,000円に対して町内業者さんでの見積もり5社にとったら997万9,200円。その差、なんと91万4,200円ですよ。副町長、お宅は自分家の物買うときに、1,000万の物買うときに、100万値引きしてくれるところとそのまんま売るところと、どっち買いますか。僕ではやっぱり、幾ら本町に常連があつて地域振興条例ですか、私も読ませていただきました。町の購入については、町内の業者から買うと。しっかりうたってますよ。ある意味、今回の、たまたまですよ、私も補正予算のこの30万くらいの数字が出てこなければ、全然分かりませんでした。課長言われるように厚文かどっかにでも一言でもあつてもいいと思うんですよ。私たちは、当初予算の1,100万、この数字しか分かりませんよ。床頭台の200万も分かりません。当然、700万以下ですからこの決済については分かりませんよ。たまたま後ろが出ていたからこれが分かりました。そうでしょう。

そこで何うんですが、税財政課長はこの説明をするときに流用でと、堂々と胸張って言いましたよ。流用する、その財源はどこにあるんですか。既に、その入札は執行されてますよ。町長の権限があると。私は法的には問題がないかもしれないけど、疑義を覚えます。その辺について、しっかり税財政課長、答弁願います。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私のほうから、このたびの執行の部分についてご説明申し上げます。

まず、基本的にその予算の部分につきましては、先ほど保健福祉課長のほうから答弁あったとおり、執行する前に補正でもって対応させていただいたということでございます。私どものほうもこれの執行に当たっては、まず予算を確保する上では、当初予算があって、それ以外でも不足する部分があれば未執行の同じその目内の予算の中で、まだ執行していないものですよ、それに限って予算が確保できるのであれば、その予算を一時流用させていただいて総体の枠を確保いた上で、執行していただくという、今手順を踏んでおりますので、これは今回のことに限ったことではなくて、ほかのものも全部そうでございます。

ただ、そういったことで全く予算がないのではなくて、全然まだ執行されていないものの予算を一旦お借りしておいて、そこで最終的な今回につきましては、この特殊寝台の獲得する購入する上では、必要な予算というもの全て、予定価格の段階で確保して入札に付した、ということになります。なので、全くこの予算がまるっきりないということではなくて、その同じ流用が許される範囲内の、許容の額の範囲内でもって対応させていただいているということでございますので、あくまでも、予算的には全然ないというところではなくて、一般財源の中でそういったものを一旦ちょっとお借りしてということで、なおかつ、議会の議決を得ない、その同じ目内の同じ老人福祉のなかで対応させていただいているということで、そのほうが保健福祉課長のほうから、その中でやりたいんですっていう、そういった手続きのほうがきたものですから、それであれば分かりました、ということで私のほうで承認した、ということになってございます。

済みません。先ほど、未執行と申し上げましたけれども、それほかに未執行プラス執行済みのもので、なおかつ予算が留保されているものも含めてということになりますので、そこはそういったことで、総体的にということでもって申し上げましたのでよろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 非常に苦しい答弁なのですよね。僕にすれば単純なのです。床頭台とこの22台のベッド。同日入札やっていると思ってるんですよ。正直なところ。そうすると、同じ目の中って言うけども、そんなに数字、僕の中では理解できないんですけど、まあそちらの道できちんと整理されている皆さんですから、そこは僕も信用します。これ以上は言いません。ですけど、今後、やはり町長の権限で執行できることだと私は理解するんですけども、厚文ぐらいには、厚文の委員長さん聞いたかどうだか私は分かりません。ですけど、やはりこういう部分については若干の報告くらいあっても、議員全体でなくても、あってはいいのではないのかなとかように思います。

その上で、3回目ですよ。3回目の質問をいたします。

私は、今回担当課大変私はその聞きに行っているから苦勞されたと思うんです。どきつとしたと思うんです。ただ、その厚岸町の中小企業基本条例ですか。私は、この条例については、私も尊旨をいたします。この4条の2項ですか。町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする明記してあります。そのとおりだと思いますよ。私も、町内の業者の皆さんに、ですけど、先ほど申し上げました1,000万の物買うときに100万違ってしまったらですね、町民の皆さんなんて思うだろう。私もやっぱりいろんな思いをすと思うんですよ。やはり、ひとつのルール付けかいろんな方法。

私はあみかの担当者の皆さん、むしろその敬意を表しているんです。当初予算にこの数字を上げた。見方を変えると、当初予算がずさんでないかという見方もあるかもしれませんが。ですけど、町の大切な一般財源でございます。そのくらいの勇気をもって計上された。ある意味、一石を投じてくれたなど、そういうふうに理解いたします。

この辺の執行について、今後どう取り組んで、できれば地元業者大事です。ですけど、あまりにも違いすぎたらやはり町民の皆さんだって合点がいかないと思うんですよ。このへんは、十分に配慮すべきだと思いますが、理事者としての見解を伺います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご指摘、ごもっともだろうと思います。それで、その条例を上げさせていただいたときにも説明をさせていただきましたけれども、その見積もりを町内業者、それから町外の業者さんと比較したときに、どの程度の開きが許容範囲かどうかということで非常に我々執行者としては悩むところであります。できるだけ、町内業者さんに受注の機会を持っていただきたい、というのが我々執行者の範囲でありますけれども、例えばこれが2割アップ、3割アップというような状況であれば、これはそのまま町内業者さんをお願いするということは、我々もはばかるわけであります。

今回の場合は、10%程度の比較した結果、これは結果論でありますけれども、そういうような状況になった。その程度であれば許されるのかなということで、町内業者さんを指名させていただいて、町内業者さんだけで入札を執行させていただいたということでもあります。

ただし、貴重な財源を使うわけでありますから、本来であれば我々は1円でも安いところをお願いをしたいというのがありますけれども、そういう条例の趣旨も踏まえて、執行をさせていただいたという内容でございます。ご指摘があったとおり、当初予算の見積もりの聴取のあり方、これは今担当課長が説明したとおりでありますけれども、その辺の精査もしっかり行って今後対応してまいりたいと。そのように考えております。

●南谷議員 議長。特に1回お願いします。

●議長（佐藤議員） はい。特に1回許します。

8番、南谷議員。

●南谷議員 あの、副町長。1割、だから認めたって言うんですけれど、僕は業者いじめるようなことしたくないです。ぜひ、使っていただきたい。でも、1,000万で100万負けますよって言ったら、これは、町民に聞いたらなんて言いますか。そうか、そうかとはなかなかうんとは言ってもらえないと思うんですよ。その辺、もう少し、1割でいいやなんて思わないでくださいや。あなた、100万負けるよって言ったら、買いますか。もう少しなんとかなんねえか。そういう努力をすれ。僕はこの一連の話を聞いて何でもう1回再入札くらいにはできなかつたのか。残念でなりません。再答弁願います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご指摘をいただいている数字、91万4,200円。これが予定価格として増額になっているということであります。結果として、その94.76%ですか。それが結果でありますから。今、答弁中でありまして。今、ご指摘のあったことも十分配慮して、今後の執行に当たっていきたく。そのように考えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第7、議案第69号 平成27年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました、議案第69号 平成27年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

この提案は、平成27年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金を繰り越す処分をすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

地方公営企業法の一部が改正され、利益の処分に伴う減債積立金や利益積立金への積立義務が廃止され、利益の処分は条例または議会の議決により行うこととされました。また、この改正に伴う総務省の見解では、利益の処分に関し、決算の認定の議会と合あ

せて利益の処分の議決を受けることは差し支えないとされていますが、同時に利益の処分が議会の議決の対象であることを明確にすることが望ましい、との見解が示されています。そのため、認定を求める決算書の中に議決を求めるべき利益の処分に関する内容が混在するより、議案として議会の議決の対象であることを明確にすべきとの趣旨に沿った取扱いにするには、別議案としたほうがよりわかりやすいとの判断から、本件を別に提出するものであります。

平成27年度未処分利益剰余金を繰り越すことについては、平成24年度の水道料金改訂において料金算定期間を5年間とし、この間に生じた利益で欠損金を補填し、収支の均衡を図ることを前提に料金の算定がされた経緯から、欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めなければならないとして、地方公営企業法第32条第1項の規定に沿った欠損金の処理をするためであります。

処分の内容についてであります。議案書の20ページをご覧ください。

平成27年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金について、前年度繰越利益剰余金2,805万6,878円に、当年度純利益135万8,552円を加えた総額2,941万5,430円を繰り越すものとする内容であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第8、議案第70号 平成27年度厚岸町病院事業会計減債積立金の処分についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
病院事務長。
- 町立病院事務長（土肥事務長） 議案第70号 平成27年度厚岸町病院事業会計減債積立金の処分について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

平成27年度厚岸町病院事業会計減債積立金を目的外使用するため、地方公営企業法施行例第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、このたびの提案の理由について説明いたします。お配りしております議案第70号参考資料を参照ください。

地方公営企業法の一部改正により、予算、決算会計処理などの取扱いが大きく変わり、これまでも順次病院事業会計に係る項目について適用を図り、議会においてもその内容を説明しておりますが、この改正のうち、改正前の地方公営企業法第32条において、全事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお、残額があるときは政令で定めるところにより、その残額の20分の1をくだらない金額を減債積立金または利益積立金として積み立てなければならないと義務化されてきました。この規定が病院に適用となった年度が過去に4度あり、計580万円を積み立てております。

また、この減債積立金は同条第3項の規定により、企業債の償還にあてる場合のほか使用することができないと、その用途が定められていました。このたびの改正では、なお書きで規定されていた減債積立金または利益積立金の積立規定が削除されたこと。さらに、同法第3項で減債積立金の用途の限定が改められ、新たに同法施行例第24条第2項の改正で、これまで積み立てた積立金を議会の議決を得ることでこれまでの積み立て目的以外の主途に使用できる会計処理を可能とする規定が設けられました。

一方で、現在、未償還残高のある企業債は4件ありますが、いずれもその残額の一部またはその全額を繰上償還したとしても、実質的な財務メリットがなくマイナス要因となるばかりで、現実的には積立金を償還に活用することは難しく、これまでに積み立てた減債積立金は会計上は存在しているものの、実際の貸借対照表上では未処理欠損金の補填要素となっている現状がこれからも引き続くこととなります。

こうした法の改正や病院事業会計の現状と照らし合わせた場合、未処理欠損金が残る中で、減債積立金が計上されているという一般的に理解しづらいものとなっていることから、この機会に減債積立金を取り崩して整理を行うことが適当であると判断したところであります。

なお、参考資料の最下段に、認定第9号厚岸町病院事業会計決算書12ページの平成27年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書案の抜粋を付記しておりますが、本義案が欠損金処理計算書案として処理予定の事前承認を得る議案となっているところでありますので、あらかじめご承知おきください。

議案書にお戻りください。下段の内容説明の記載です。平成27年度厚岸町病院事業会計減債積立金580万円を全額取り崩し、当年度未処理欠損金7億8,392万1,808円に補填するものとする。補填後の翌年度繰越欠損金は7億7,812万1,808円となる。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第9、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
水道課長。

- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。
議案書の22ページをお開き願います。

平成24年4月に改訂した現在の水道料金は昭和55年度に料金改定した後、黒字を計上していた水道事業会計が平成20年度から赤字に転じ、健全経営が困難となったことから料金体系の見直しと合わせて平均約20%の値上げを行ったものであります。この改定では、料金の算定期間を5年間とし、この期間で収支の均衡を図ることを前提に算定を行い、今後は経営状況の把握に努め、大幅な値上げとならないよう5年ごとに見直すこととしたものであります。

料金改定から今日まで給水収益の減少は続き、消費税率の引き上げ、電気料金や資材の高騰、公営企業会計基準の見直しなど水道事業の経営に大きな影響を与える社会情勢の変化がありました。また、予定していた老朽化と耐震性が問題となっていた宮園排水池の改築更新事業を終えることはできましたが、その事業費が東日本大震災の影響などで予定より大幅に膨らみ、水道管の耐震化や老朽化に伴う更新を抑制せざる終えない状況となりました。特に、水道管の耐震化は全国平均からも大きく立ち後れ、安全な水道水を安定的に供給していくためには、早急に収支の改善を図り、施設の維持管理をしっかりと行っている経営基盤を確保する必要があり、独立採算の事業として、料金の改定をせざる終えない状況となっています。

このような中、平成29年度以降、5年間の水道事業の経営健全化について審議していただくため、条例に基づき厚岸町水道事業経営審議会を開催し、昨年11月12日第1回会合において、水道料金の見直しと経営改善方策に対して諮問いたしました。審議会では、11月以降、5回にわたって審議を重ねていただき、諮問しました2つの項目について5月16

日に答申をいただきました。この答申の内容につきましては、5月24日の議員協議会で説明させていただいております。また、答申の概要は広報厚岸6月号で周知し、6月24日から7月25日にかけて、答申の内容を公表するとともに町民の皆様から意見募集も行いました。

今般、審議会の答申を踏まえ、また皆さんからいただいた意見も参考に将来にわたり、安全・安心な水道水を安定的に供給していけるよう、収支の改善を図り、安定した経営基盤を確立するため、独立採算の原則に基づいて料金を改定するため、関連する二つの条例の一部を改正しようとするものであります。

料金改定の内容については、別冊の議案第71号説明資料に水道料金の改定についてをご覧ください。

1ページから5ページまでは、先ほど申し上げました料金改定の背景と必要性についてまとめております。

改定案の内容と考え方について、6ページをご覧ください。まず、基本的な考え方ですが、料金改定に当たっては審議会の答申を踏まえ、一定期間を料金算定期間と定め、その期間に見合う適正原価に基づいて算定しております。その算定期間は平成29年度から平成33年度までとし、前回改定と同様に5年ごとに見直すこととしております。全体の料金水準は5%から10%程度の引き上げが適当で、これが負担の限界と答申されたことから、水道料金区分の変更を伴う場合を除き、全体の改定率がこれを超えないこととしております。また、小水量使用者の負担感を低減できる設定といたしました。料金体系は公平性や収益の安定性から現在の体型である基本料金と水道料金の2部性とし、農業用の20立方メートルまでの水道料金は、家事用や業務用の料金と統一するとともに、新たに臨時用の用途でメーターを設置する場合の基本料金を設けました。また、産業支援や政策的配慮と考えられるものは、一般会計が応分の負担をすることで給水収益以外の収入を見込んでおります。

7ページをご覧ください。今回の改定に当たって考慮した審議会の答申の抜粋と前回の料金改定に当たっての厚岸町議会の付帯決議の要約です。ご参照願います。

8ページをご覧ください。適正原価に基づく料金水準の引き上げであります。審議会の答申などを踏まえた基本的な考え方とおおり、料金算定期間に見合う適正な原価に基づき、料金全体の料金水準を平均約5.6%引き上げようとするものであります。適正原価とは、算定期間における営業費用と資本費用を合わせた総括原価のことで、この財源を料金収入などで賄うこととなります。営業費用は受託工事収益や他会計補助金などを控除した維持管理費に減価償却費と資産減耗費を合わせた費用、資本費用は支払い利息と資産維持費の合計から受取利息を控除した費用です。資産維持費とは、給水サービスの維持、向上、施設の維持等のために事業内に再投資されるもので、施設の再構築や企業債償還等の所要額です。

9ページの総括原価計算書をご覧ください。左側、費用項目の営業費用と資本費用の合計⑫の1番右が算定期間の平成29年度から平成33年度までの5年間の総括原価で、14億8,229万9,000円。これに対し、その下の現行料金収入見込み額は11億4,215万2,000円で3億4,014万7,000円が収入不足となります。

8ページの中央からやや下のほうにあります計算式のおおり、料金収入不足額を料金

収入見込み額で除したものが必要な料金水準で、これが不足額を料金収入だけで得ようとした場合の回転率になります。計算では29.8%の引き上げとなりますが、値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮すると5%から10%程度が適当とする答申などを尊重し、一般会計の応分の負担を収入として算定するとともに、黒字経営により得られる内部留保資金及び積立金の取り崩しにより、整備事業に充てる財源を確保することとして29.8%を約5.6%にまで調整した改定案としています。

10ページをご覧ください。これまで、申し上げました改訂内容を消費税込みの料金表として示したものです。左側が現行の料金表。中央が改訂料金案の表。右側が現行料金と改定料金案との差額の表になります。これをご覧くださいながら、説明させていただきます。料金は税込みの金額で申し上げます。

まず、1点目として、基本料金を一律5%増額しております。税抜きで増額し、10円単位に四捨五入したあと、消費税を付加しているため、結果としては約5%の増額となります。家事用の大半を占めるメーター口径13ミリメートルと20ミリメートルの場合で月額54円の増額となります。

2点目として、臨時用の用途でメーターを設置する場合の基本料金を設けました。これは、使用水路にかかわらずメーター設備など給水準備に必要な費用を基本料金として付加するという2部性の料金体系の考え方に基づくもので、臨時用のほとんどがメーター口径20ミリ以下のものを使用することから、この口径に相当する1,112.4円としました。

3点目として、使用水量によって加算する水道料金では10立方メートル以下の水道料金は小水量使用者に配慮し、改訂せず据え置くこととしました。11立方メートル以上の単価を10.8円増額し、業務用の21立方メートル以上の単価については32.4円増額しました。また、使用水量にかかわらず一律の単価となっている農業用の水道料金は20立方メートルまでを家事用や業務用と統一しております。これは、20立方メートルまでの料金は生活や経営活動に伴う基本的な部分として、統一することが公平性の観点から適当であるとの考えによるものです。浴場営業用と臨時用は消費税抜きの料金を10%増額し、10円未満を切り捨てた金額を基に増額しました。

以上が、改訂料金案の内容であります。この改定案による収入見込などについては11ページ上段をご覧ください。平成27年度決算見込の水量をもとに改定案で試算すると、家事用で約484万円。率で3.2%の増。業務用では約887万円。9.0%の増。農業用は20立方メートルまでの水道料金を変更したこともあり、約81万円、11.3%増。浴場営業用と臨時用は合わせて9万9,000円。10.6%の増となり、全体で1,460万円。5.6%の増収となります。1件当たりでは、家事用で1月に最小で20円。最大では1,610円の増額となるケースがありますが、平均では108円の増額となります。この改定により、料金でどれだけ水道水をつくるための経費を賄っているかの割合を示す料金回収率は、下の表の左側のとおり、平成27年度決算見込みでは全体で100.3%とほぼ原価と同等の料金回収率が、右側の改定後の料金による試算では106%を確保できる見込みであります。

12ページをご覧ください。現行料金表と改訂した場合の水道料金を主な使用水量と用途で比較したものです。全国的な料金の比較で用いられる家事用の10立方メートルと20立方メートルを使用した場合の一月の料金で比較すると、10立方メートル使用した場合は、現行の料金2,670円が改定後は60円増額の2,730円となります。20立方メートル使用

した場合は、現行の料金4,940円が改訂後は160円増額の5,100円になります。農業用は20立方メートルまでの水道料金を家事用、業務用と統一したため、改訂額が少し大きくなっています。

13ページをご覧ください。今回の料金改定と合わせた経営改善方策についてご説明します。1点目は借入金を減らし企業債残高の抑制を図ることです。審議会の答申を踏まえ、今後、設備投資においてはできるだけ内部留保資金を充てて、借り入れを少なくし、企業債残高の抑制を図ることとしております。下のグラフ、左側のように内部資金を充てなければ平成37年度で約15億円と見込まれる企業債残高を右側のグラフのように約14億円に抑えることとしております。

14ページをご覧ください。2点目は他会計の負担による補助金の確保であります。審議会の答申や前回の料金改訂時の条例への議会の付帯決議を踏まえ、水道事業の経営安定と料金水準の抑制を図る観点から他会計が負担するものと考えられるものについては、他会計が応分の負担をするもので、内容は下の表に示した項目と金額になり、審議会が参考資料として試算に用いた内容と金額、項目を上回るものとしたしました。

15ページをご覧ください。3点目と4点目は水道事業が将来にわたり安定した事業の運営基盤を確保する観点から審議会で答申された項目で、財政収支だけではなく、この点も重視しながら運営にあたりたいと考えております。

水道事業財政収支については、16ページから18ページに示しております。16ページは改訂しない場合の推定を示したもので、平成28年度以降赤字が続き、平成34年度には累積欠損金が発生します。17ページは料金改定と経営改善方策による財政収支の推計です。人口減少などで収益が減少しますが、他会計からの補助金で料金算定期間は黒字となり、企業債の借り入れが抑制でき、負担となる支払利息も減らすことができます。将来にわたり、水道が地域の生活や産業を支える役割を担っていくため、計画的な施設整備と安定的な財源確保が必要で、今後も定期的な料金の見直しが必要と考えております。

以上で、本条例改正に係る経緯と料金改定案についての説明を終わり、次に、条例改正案についてご説明いたします。

議案第71号説明資料1、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業水道給水条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。第1条厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。この条例の別表の改正であります。料金改定により料金表である第22条の別表を改めるものであります。第2条厚岸町農業水道給水条例の一部改正であります。この条例の別表について、第1条の厚岸町水道事業給水条例の一部改正と同様に改めるものであります。

議案書24ページへお戻り願います。

附則であります。第1項は施行期日であります。この条例は平成29年4月1日から施行するとするものであります。第2項は料金の適用に関する経過措置であります。改訂後の料金は平成29年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については旧料金を適用することとするものであります。

以上で、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。大変簡単な説明ではありましたが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 4 時40分休憩

午後 4 時41分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第72号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（佐藤議員） お諮りいたします。

議案第71号の審議につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査をすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号の審議につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査をすることに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後 4 時42分休憩

午後 4 時47分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、議案第72号 厚岸町ふるさと納税基金条例の制定について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第72号 厚岸町ふるさと納税基金条例の制定について、その提案理由と条例の内容をご説明いたします。

厚岸町に対するふるさと納税は、本年6月1日から開始したふるさと納税により寄附された方々へ、本町の特産品をお礼の品として送付する、いわゆる返礼品制度の効果に

よって、件数、金額とも大幅にふえております。

参考までに8月31日時点での申し込みの状況は、件数が1,392件、金額が2,403万101円となっております。

また、今後においては特に10月以降、年末にかけて他市町村の例から申し込みの急増が見込まれるところであります。

このような状況から、町としてはこの多額になると見込まれる寄附金を適正に管理するとともに、厚岸町を応援するために寄せられた寄附金を、寄附者が指定した各事業分野の事業に要する経費の財源に充てることを目的に、厚岸町ふるさと納税基金を設置するため、本条例を新たに制定するものであります。

続いて、各条文についてご説明いたします。議案書の25ページをご覧ください。

題名は、厚岸町ふるさと納税基金条例といたします。第1条は、条の見出しを設置とし、ふるさと納税により寄附された寄附金を適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に活用するため、厚岸町ふるさと納税基金を設置することを規定するものであります。

第2条は、条の見出しを積立額とし、基金に積み立てる額は当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを規定するものであります。なお、基金に積み立てる額は、寄附金額から寄附金額の5割に相当する返礼品にかかわる経費や、1割に相当する業務の委託にかかわる経費など、諸経費を差し引いた額を予定しているところであります。

第3条は、条の見出しを現金の管理とし、第1項では、基金に属する現金は金融機関への預金など、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。第2項では、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができることを規定するものであります。

第4条は、見出しを運用益金の処理とし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することを規定するものであります。

第5条は、見出しを繰り替え運用等とし、財政上、必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、機関及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができることを規定するものであります。

次ページ、第6条は見出しを処分とし、寄附者が指定した各事業分野の事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができることを規定するものであります。なお、第1条及び第6条を除いた条文につきましては、他の基金条例と同様の規定としているところでございます。

第7条は、委任規定であります。また、附則は、この条例は交付主から施行するものでもあります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 本日の会議は、この程度にとどめ明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ明日に延会いたします。
ご苦勞様でした。

午後 4 時52分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 8 年9月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員